

第3次宇都宮市防犯対策推進計画

~ 安全で安心なまちを目指して ~

平成27年2月宇都宮市

目 次

| 第1章 計画の基本的な考え方 | |
|-----------------------|-----|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の範囲 | 2 |
| 3 計画の位置付け | 2 |
| 4 計画の視点 | 2 |
| 5 計画の期間 | 2 |
| 第2章 本市における犯罪の現状と課題 | |
| 1 犯罪等の傾向 | 3 |
| 2 市民等の意識 | 1 4 |
| 3 犯罪を取り巻く社会情勢 | 2 2 |
| 4 第2次計画の取組状況 | 2 6 |
| 5 課題の整理 | 3 0 |
| 第3章 計画の基本方向 | |
| 1 計画の基本目標 | 3 3 |
| 2 計画の体系 | 3 6 |
| 3 計画の『成果指標』 | 3 7 |
| 4 計画の『施策指標』(重点施策) | 3 8 |
| 第4章 施策の展開 | |
| 基本目標 I 一人ひとりの「防犯力」の向上 | 3 9 |
| 基本目標Ⅱ 地域の「防犯力」の向上 | 4 5 |
| 基本目標皿 生活環境の「防犯力」の向上 | 5 3 |
| 第5章 計画の推進 | |
| 1 計画の進行管理 | 5 9 |
| 2 各主体との連携 | 59 |
| 3 「防犯力」を高めるために | 60 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市においては、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成17年4月に「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」(以下「条例」)を施行するとともに、同年10月に、施策を総合的かつ計画的に推進するために「宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」(以下「第1次計画」)を策定しました。

また、平成22年3月には、「第2次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画」(以下「第2次計画」)を策定し、市民、事業者、警察、その他関係団体と緊密に連携を図りながら、各種の取組を実施してきました。

こうした取組により、本市の刑法犯認知件数は年々減少し、平成25年には6千件を下回り、過去最多であった平成15年から半減する中、第2次計画の目標の一つである「人口千人当たりの刑法犯認知件数」については、「12件以下」を達成するなど、一定の成果を上げました。しかしながら、第2次計画のもう一つの目標である「日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合」については、「50パーセント以下」という目標を達成することができず、依然として多くの市民が犯罪被害に対する不安感を抱いている状況にあります。さらには、巧妙化する「特殊詐欺」による被害の増加や、社会情勢の変化や高齢化の進展などに伴い、深刻化する空き家等の問題など、新たな課題にも的確かつ柔軟に対応することが求められています。

このようなことから、第1・2次計画で推進してきた施策を基本に充実・強化を図り、新たな取組を盛り込んだ、平成27年度から5か年を計画期間とする「第3次宇都宮市防犯対策推進計画」(以下「第3次計画」)(※)を策定しました。

本市が「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくため、この 計画に盛り込んだ対策を着実に遂行し、市民、事業者、警察、学校等との連携を図りながら、 市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していきます。

※ 第1・2次計画から防犯を対象とした計画であり、「安全で安心なまちづくり」との 名称は、防災や交通安全等を含む印象があるため、名称を変更

【刑法犯認知件数】

刑法に規定する犯罪(道路上の交通事故に係る罪を除く)の発生を警察で認知した数をいう。

2 計画の範囲

条例においては、『犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること』と規定しており、第2次計画においては条例に規定された範囲を基本としながら、現状や課題の整理によって抽出された関連分野を含めた取組を推進してきたことから、第3次計画においても同様とします。

3 計画の位置付け

- ・ 条例に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策等を具体化する 計画とします。
- ・ 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の分野別計画「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」の基本施策「日常生活の安心感を高める」を実現するための計画となります。

【第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の体系】

第8章 分野別計画

[政策の柱] I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

─【基本施策】 6 日常生活の安心感を高める

―「施策の体系」 ① 防犯対策の充実

4 計画の視点

安全で安心なまちの実現のためには、多様な側面からの対策を講じていく必要がありますが、 特に、犯罪被害を未然に防止するための対策として、「被害の対象となる物(者)」や「まちづくり」の観点から、犯罪の機会を与えずに犯罪の起きにくい状況をつくることが重要です。

このため、第2次計画と同様に、第3次計画においても、「犯罪の機会を除去することによる 『ひと』と『まち』の防犯力の向上」を重視した取組を推進していきます。

5 計画の期間

防犯対策推進計画は、条例に基づく施策を具体化する計画として、実施すべき施策等について計上するとともに、その達成度を測るものです。

第2次計画が同様の位置付けのもとで期間を5か年に設定したことや特殊詐欺などの犯罪情勢の変化に対応することを踏まえ、第3次計画の期間についても、平成27年4月から平成32年3月までの5か年とし、その最終年度である平成31年度を目標年次とします。

第2章 本市における犯罪の現状と課題

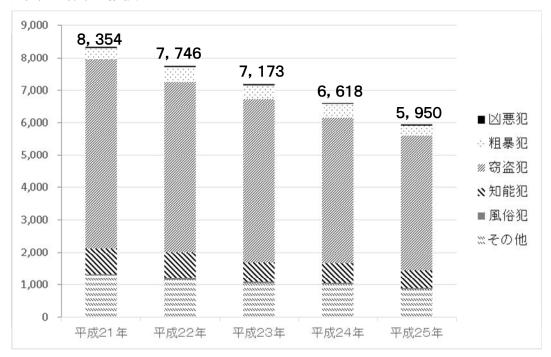
1 犯罪等の傾向

(1) 犯罪の発生状況

ア 本市の刑法犯認知件数の推移

- ・ 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成21年から25年では、2,404件(28.8%)と、減少しています。
- ・ 窃盗犯の認知件数の占める割合が最も高く(平成25年は69.4%)なっています。
- ●刑法犯認知件数は減少傾向(H21→H25:約3割の減)にあります

〔刑法犯認知件数の推移〕



| | 平成 | 21年 | 平成 | 22年 | 平成 | 23年 | 平成 | 24年 | 平成 | 25年 |
|------------|-------|--------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|------------|-------|
| | 認知件数 | 構成比 | 認知件数 | 構成比 | 認知件数 | 構成比 | 認知件数 | 構成比 | 認知學 | 構成比 |
| 凶悪犯 | 44 | 0.5 | 85 | 0.5 | 28 | 0.3 | 38 | 0.6 | \$5 | 8.6 |
| 粗暴犯 | 364 | 4.4 | 44 2 | 5.7 | 424 - | 5.9 | 4 24 | 6.4 | \$24 | 5.4 |
| 窃盗犯 | 5,821 | 69.7 | 5, 25 & | 67.9 | 5,840 | 70.3 | 4,4 92 | 67.9 | 4,181 | 69.4 |
| 知能犯 | 797 | 9.5 | 796 | 10.8 | 582 | 8. 1 | 611 | 9.2 | \$72 | 9,6 |
| 風俗L | 43 | 8.5 | 58 | 0.7 | 51 | 0.7 | 44 | 0.7 | 27 | 8.5 |
| その他 | 1,285 | 15.4 | 1, 15 9 | 15.0 | 1,053 | 14.7 | 1,009 | 15.2 | 861 | 14.5 |
| 合計 | 8,354 | 1 00.0 | 7,74 6 | 100.0 | 7, 178 | 100.0 | 6,6 18 | 100.0 | 5,950 | 100.0 |

[資料提供 栃木県警察本部(市区町村別)]

第2章 本市における犯罪の現状と課題

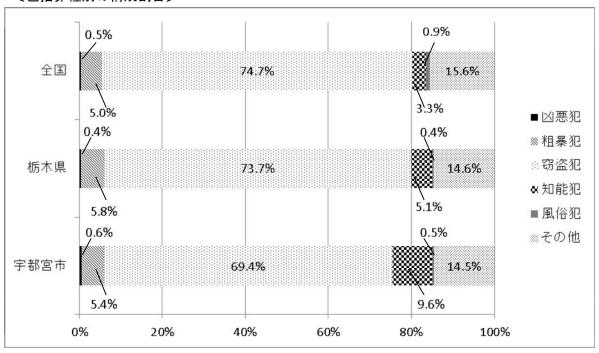
イ 全国及び栃木県との比較

- ・ 人口千人当たりの刑法犯認知件数において、平成25年の全国及び栃木県と比較する と、本市は、件数が多くなっています。
- ・ 包括罪種別の構成割合において、平成25年の全国及び栃木県と比較すると、本市は、 窃盗犯の割合は低く、知能犯の割合は高くなっています。
 - ⇒ 詐欺 (JR宇都宮駅における無賃乗車など) が多くなっています。

[刑法犯認知件数の比較]

| | 平成25年 | 10月1日現在 | 人口千人当たりの |
|------|-------------|---------------|----------|
| | 刑法犯認知件数 | 推計人口(人) | 刑法犯認知件数 |
| | (件) | 〔総務省統計局〕 | |
| 全 国 | 1, 320, 678 | 127, 297, 686 | 10.4 |
| 栃木県 | 18, 924 | 1, 987, 119 | 9. 5 |
| 宇都宮市 | 5, 950 | 516, 057 | 11.5 |

〔包括罪種別の構成割合〕

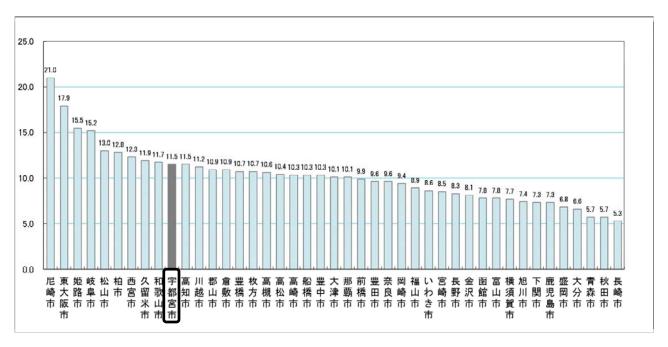


〔資料提供 栃木県警察本部〕

ウ 中核市との比較

平成25年の人口千人当たりの刑法犯認知件数について、中核市(本市を含む43市)の比較では、本市(11.5件)は10位となっています。

※ 平成20年(18.7件)の比較では、5位となっています。



(平均值:10.2件)

【包括罪種とは】

刑法犯を「凶悪犯」,「粗暴犯」,「窃盗犯」,「知能犯」,「風俗犯」,「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

凶悪犯 … 殺人,強盗,放火,強姦(ごうかん)

粗暴犯 … 暴行,傷害,脅迫,恐喝,凶器準備集合

窃盗犯 … 窃盗

知能犯 … 詐欺, 横領(占有離脱物横領を除く), 偽造, 汚職, 背任, 「公職にある者等

のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

風俗犯 … 賭博(とばく), わいせつ

その他 … 公務執行妨害,住居侵入,逮捕監禁,器物損壊,占有離脱物横領等上記に

掲げるもの以外の刑法犯

第2章 本市における犯罪の現状と課題

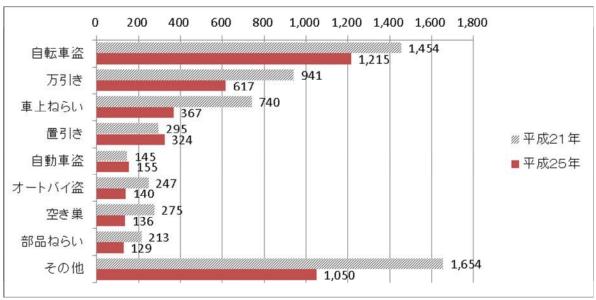
(2) 窃盗犯の状況

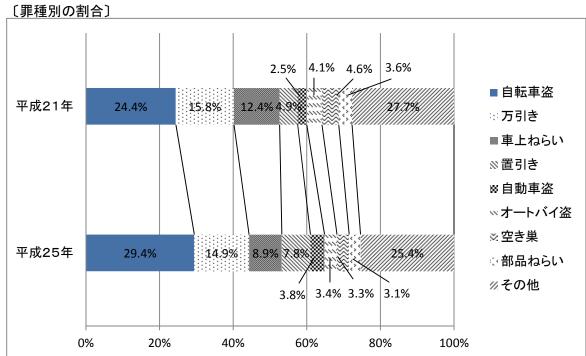
ア 内訳

- ・ 平成25年では、乗り物盗(自転車盗、自動車盗、オートバイ盗)及び車上ねらいの 犯罪が多く、自転車盗は刑法犯認知件数全体の約2割を占めています。
- ・ 平成25年は平成21年と比較して、ほとんどの罪種の認知件数は減少していますが、「置引き」と「自動車盗」は増加し、「自転車盗」、「置引き」、「自動車盗」の割合が高まっています。

●刑法犯認知件数全体の約2割が「自転車盗」

[罪種別の認知件数]

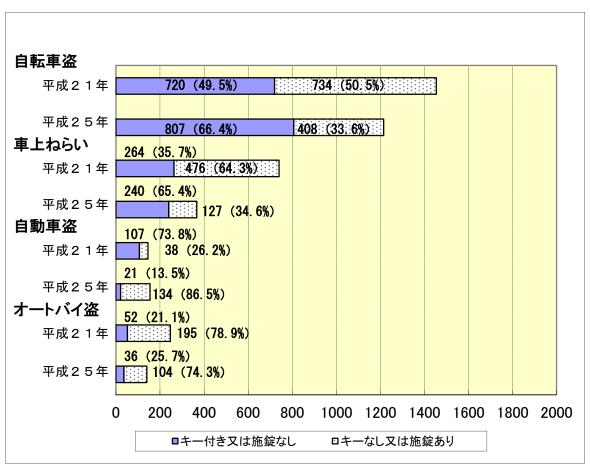




〔資料提供 栃木県警察本部〕

イ 乗り物盗及び車上ねらいの被害時の状況

- ・ 窃盗犯の中でも件数の多い乗り物盗(自転車盗,自動車盗,オートバイ盗)及び車上 ねらいの被害に遭ったときの車両の状況をみると,「自転車盗」,「車上ねらい」,「オート バイ盗」は、平成25年は平成21年と比較して「施錠なし」の割合が高まっています。
- ・ 「自動車盗」は、平成25年は平成21年と比較して「施錠あり」の割合が高まっています。
 - ●「自転車盗」「車上ねらい」のうち、約7割が「無施錠」



〔資料提供 栃木県警察本部〕



〔イラスト出典 堺市自転車総合学習支援ツール〕

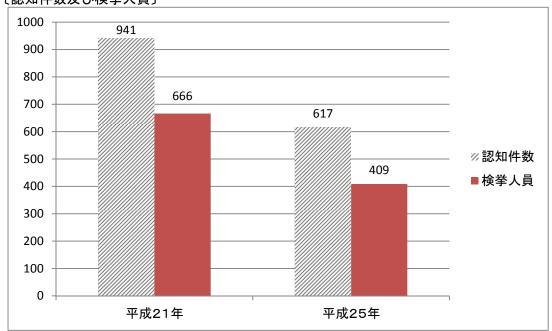
第2章 本市における犯罪の現状と課題

ウ 万引きの状況

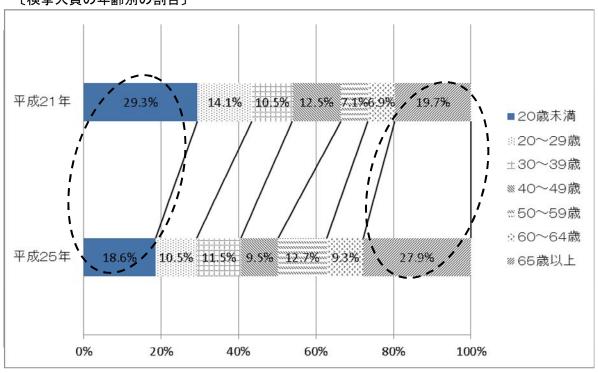
- ・ 万引きの認知件数及び検挙人員は、平成21年から25年では認知件数324件(34.4%)、 検挙人員は257件(38.6%)と、それぞれ減少しています。
- ・ <u>検挙人員に占める65歳以上の割合</u>は、平成25年では全体の27.9%と、平成21年 に比べ8.2ポイント上昇(約4割増加) しています。

●検挙人員に占める65歳以上の割合が上昇(H21→H25:約4割の増)

〔認知件数及び検挙人員〕



〔検挙人員の年齢別の割合〕



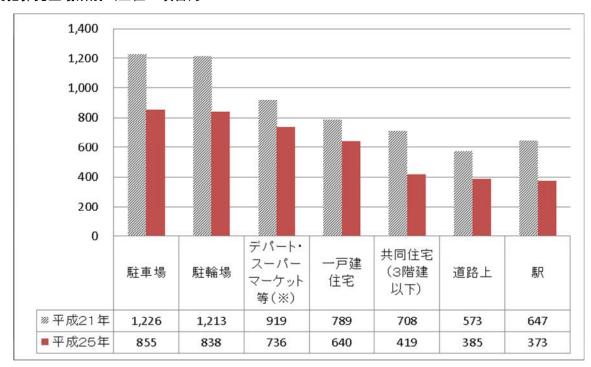
〔資料提供 栃木県警察本部〕

(3) 犯罪の発生場所

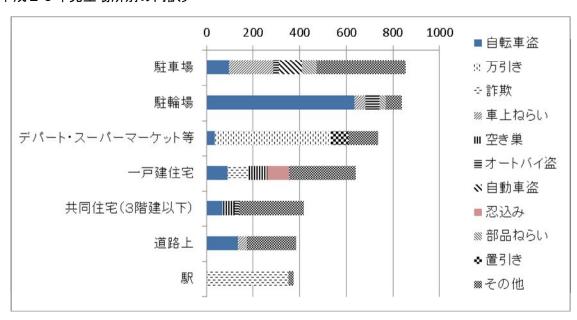
駐車(輪)場においては「自転車盗」や「車上ねらい」,デパート・スーパーマーケット等においては「万引き」,住宅においては「自転車盗」や「空き巣」,道路においては「自転車盗」,駅においては「詐欺」が多く占めています。

●駐車(輪)場、デパート等、住宅と、窃盗の対象物がある場所で犯罪が多い

[犯罪発生場所別(上位7項目)]



[平成25年発生場所別の内訳]



※ デパート,総合スーパー,ホームセンター,家電量販店,コンビニエンスストア, ドラッグストア,その他のスーパーマーケットの合計

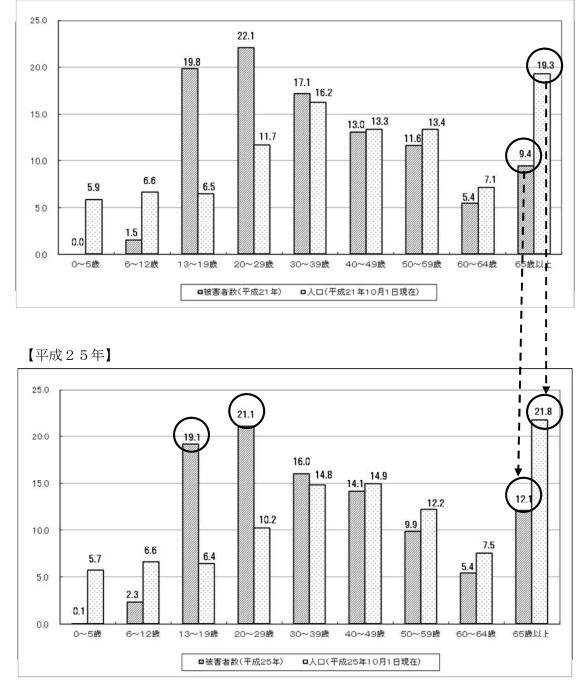
〔資料提供 栃木県警察本部〕

第2章 本市における犯罪の現状と課題

(4)被害者数及び人口の年齢構成比

- ・ 平成25年では、13歳から39歳までの区分については被害者構成比が人口構成比 を回っており、13歳から29歳までについては犯罪被害の割合が顕著です。
- ・ 平成21年との比較では、<u>65歳以上</u>は、人口構成比及び被害者構成比とも<u>上昇</u>しています。
- ●6歳から12歳までの犯罪被害の割合は、人口に占める割合を下回っている
- ●13歳から19歳までの犯罪被害の割合は、人口に占める割合の約3倍
- ●65歳以上の人口・犯罪被害の割合が上昇傾向

【平成21年】



〔資料提供 栃木県警察本部〕

(5) 青少年の刑法犯被害の状況 (平成25年)

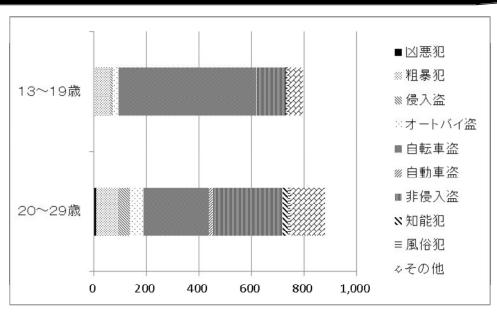
ア 13歳から19歳まで

- ・ 本市の刑法犯被害件数※(4,178件)に占める割合は,19.1%(799件)となっています。
- ・ 被害件数を主な罪種別にみると、<u>自転車盗</u>が 525 件 (13歳から19歳までの被害全体の 65.7%)で最も多く、非侵入盗(置引き・車上ねらい・部品ねらいなど)が 112 件、 粗暴犯が 65 件などとなっています。
 - ※ 刑法犯被害件数とは、刑法犯認知件数から「被害者の年齢不明」、「法人・団体」及び「被害なし」を除いたものをいう。
 - ●13歳から19歳の犯罪被害のうち、7割弱が「自転車盗」

イ 20歳から29歳まで

- ・ 本市の刑法犯被害件数に占める割合が、21.1%(881件)となっています。
- ・ 被害件数を主な罪種別にみると、<u>非侵入盗</u> (置引き・車上ねらい・色情ねらいなど) が 268 件(20歳から29歳までの被害全体の 30.4%)で最も多く, 自転車盗が249 件, その他が133 件などとなっています。

●20歳から29歳の犯罪被害のうち、約3割が「非侵入盗」、3割弱が「自転車盗」



〔資料提供 栃木県警察本部〕

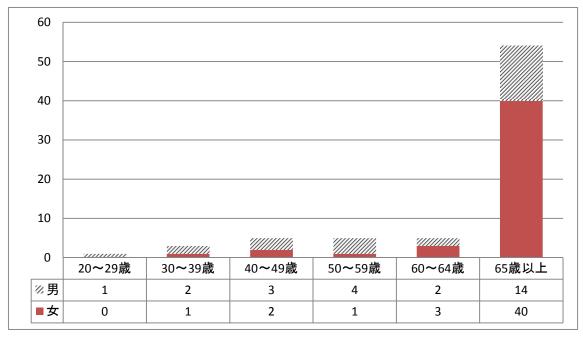
(6) 高齢者(65歳以上)の刑法犯被害の状況(平成25年)

- ・ 本市の刑法犯被害件数に占める割合が12.1%(504件)となっています。
- ・ 被害件数を主な罪種別にみると、非侵入盗が 176 件(65歳以上の被害全体の 34.9%) で最も多く、侵入盗が 80 件、その他が 76 件などとなっています。
- 被害者となる割合の高い罪種についてみると、知能犯(45.0%)が最も高く、侵入盗(24.4%)、非侵入盗(14.2%)などとなっています。
- ・ 知能犯の刑法犯被害件数が多い, 詐欺被害件数(142件)のうちの47.9%(68件)が高 齢者に対する被害となっています。
- ・ 高齢者が被害者となる割合の高い、特殊詐欺について、平成25年の本市における発生 状況は、認知件数73件、被害額約4億8,500万円の被害が発生しています。
- ●特殊詐欺の被害が増加(H21→H25: 認知件数は約2.5倍, 被害額は約16倍)
- ●特殊詐欺の被害者のうち、約7割が65歳以上

[特殊詐欺の認知件数・被害額の推移]

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 認知件数 | 30 | 26 | 18 | 23 | 73 |
| 被害額 | 約 3100 万円 | 約 2700 万円 | 約 2700 万円 | 約1億4000万円 | 約4億8500万円 |

〔特殊詐欺の被害者の状況〕



〔資料提供 栃木県警察本部〕

(7) 暴力団の情勢

栃木県内には、暴力団の構成員等は平成25年で約1,010人と平成21年と比べ230人 減少しており、これは栃木県及び各市町において暴力団排除条例が制定され、社会全体と して暴力団排除の機運が高まったことによるものと思われます。

※ 栃木県暴力団排除条例 平成23年4月1日施行宇都宮市暴力団排除条例 平成24年1月1日施行

●組織数,構成員等ともに減少

[暴力団の組織数・構成員等の推移]

| | | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|---|------|------------|------------|-----------|------------|---------|
| 絍 | l織数 | 約 60 組織 | 約 60 組織 | 約 60 組織 | 約 55 組織 | 約 55 組織 |
| 構 | 成員等 | 約 1, 240 人 | 約 1, 120 人 | 約 1,060 人 | 約 1, 120 人 | 約1,010人 |
| | 構成員 | 約 680 人 | 約 620 人 | 約 620 人 | 約 600 人 | 約 570 人 |
| | 準構成員 | 約 560 人 | 約 500 人 | 約 440 人 | 約 420 人 | 約 440 人 |

〔資料提供 栃木県警察本部〕

(8) 空き家の状況等

ア 本市の空き家戸数と空き家率の推移

| | 空き家戸数 | 空き家率 |
|-------|---------|-------|
| 平成20年 | 31,930戸 | 13.8% |
| 平成25年 | 39,800戸 | 15.9% |

[出典 平成25年住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)]

イ 管理不全な空き家に関する相談件数

| | 相談受付件数 |
|----------------|--------|
| 平成25年度 | 207件 |
| 平成26年度(12月末現在) | 320件 |

●空き家戸数(空き家率)とともに、管理不全な空き家相談件数も増加傾向

2 市民等の意識

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくりに関する市民アンケート調査

ア 調査対象者等

- 調査対象者 3,600人(18歳以上80歳未満の市民)うち,有効対象者数 3,580人
- ・ 抽 出 方 法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送
- · 調査期間 平成26年4月24日~5月23日

イ 回収結果

- · 回答数 1,376人
- 回収率 38.4%

(2) 地域防犯活動に関するアンケート調査

ア 調査対象者等

- ・ 調査対象者 防犯ネットワーク代表者 (39地区)
- 調查方法 郵送
- 調査期間 平成26年5月20日~6月6日

イ 回収結果

- 回答数 26地区
- 回収率 66.7%

(3)調査結果(主なもの)

ア 犯罪に対する不安感

① 不安に感じる犯罪の種類

『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、不安に感じる犯罪は、具体的にどのようなものですか。(○はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として<u>「住宅へ</u>の侵入窃盗」が最も高く、特に「詐欺」が上昇している。

- ●約8割の市民が「住宅への侵入窃盗」を不安と感じている
- ●特殊詐欺の被害増加により、「詐欺」に対する不安感が高まっている

(上位5項目)

| | 平成26年 | 平成22年 |
|------------------|-------|-------|
| 住宅への侵入窃盗 (空き巣など) | 79.7% | 80.0% |
| 車上ねらい | 39.2% | 46.2% |
| 自転車盗難 | 34.0% | 32.7% |
| 詐欺 | 31.4% | 28.0% |
| ひったくり | 29.9% | 31.8% |

② 不安に感じる場所

『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、不安に感じる場所は、具体的にどのようなところですか。(○はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として<u>「住宅」</u>が最も高く、特に「大規模な集客施設」が上昇している。

●「自宅」が不安!!!(7割を超える市民)

●「道路」が不安!!(約5割の市民)

●「大規模な集客施設」が不安!(約2割の市民)

(上位5項目)

| | 平成26年 | 平成22年 |
|-------------------|-------|-------|
| 自宅 | 75.0% | 73.3% |
| 道路(通勤・通学路など) | 48.5% | 49.3% |
| 駐輪場・駐車場 (施設等のもの) | 36.3% | 42.4% |
| 大規模な集客施設 (デパートなど) | 21.7% | 18.4% |
| 繁華街(商店街, 歓楽街など) | 20.9% | 25.3% |

③ 犯罪の未然防止において不十分なこと

『「大いに感じる」または「多少感じる」と答えた方に、犯罪の未然防止に関して、あなたのお住まいの地域で、『不十分』であると思うのは何ですか。(○はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として「まちの明るさ」が最も高い。

●約6割の市民は「まちの明るさ」が不十分と感じている

| | 平成26年 | 平成22年 |
|----------------------------|-------|-------|
| まちの明るさ (防犯灯や街路灯の適切な設置) | 58.9% | 61.3% |
| 建物における防犯対策(個人住宅,公共施設,店舗など) | 44.2% | 45.7% |
| 街路樹や個人宅の植栽(適切な剪定) | 22.9% | 34.8% |
| 公園の適正管理(外灯や植栽の剪定などによる見通しの確 | 20.0% | 25.6% |
| 保) | | |

イ 防犯活動に対する意識

① 防犯活動の認知度

『あなたは、地域住民がボランティアで実施している防犯活動(防犯パトロール、子どもの登下校時の立哨・付添い、地域の環境点検活動など)を知っていますか。(〇は1つ)と聞いたところ、「活動したことはないが、知っている」が最も高い。

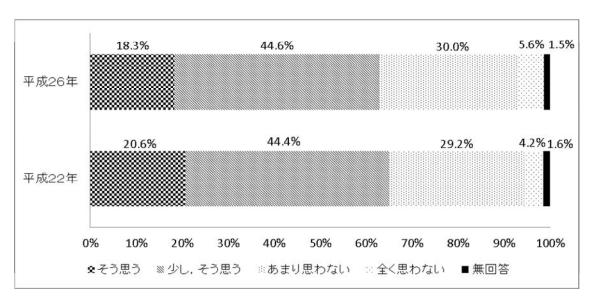
- ●約7割の市民が防犯活動を認知している
- ●防犯活動者は減少(平成22年比較で1.4ポイント〔約13%〕の減)

| | 平成26年 | 平成22年 |
|---------------------------|----------|-------|
| 実際に活動している | 9. 2% | 10.6% |
| 過去に活動したことがある (現在はしていない) | 12.4% | 11.9% |
| 活動したことはないが、知っている(活動を見たことが | 6.0 1.0/ | 69.3% |
| ある) | 09.1% | 09.3% |
| 活動が行われていることを知らない | 7.8% | 6. 7% |

② 地域の防犯活動における参加意欲

『あなたは、機会があれば、地域(自治会など)の防犯活動に積極的に関わっていきたいと思いますか。(〇は1つ)』と聞いたところ、「そう思う」と「少しそう思う」の2つを合わせた 『思う』が62.9%、平成22年と比較すると、2.1ポイント減少している。

●6割を超える市民が、防犯活動に参加意欲を持っている



③ 犯罪の未然防止において充実・改善されてきたこと

『犯罪の未然防止に関して、あなたが近年「充実してきた」若しくは「改善されてきた」と思われるものは何ですか。(○はいくつでも可)』と聞いたところ、依然として「児童・生徒の登下校時の見守り」が最も高い。

●約6割の市民が「児童・生徒の登下校時の見守り」は充実・改善 (平成22年比較で5.8ポイント〔約9%〕の減)

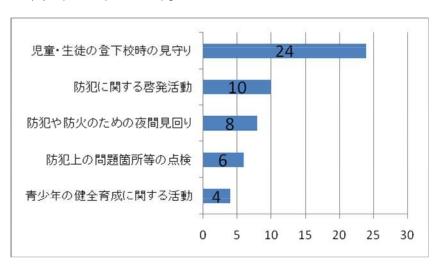
第2章 本市における犯罪の現状と課題

(上位5項目)

| | 平成26年 | 平成22年 |
|----------------------------|----------|----------|
| 児童・生徒の登下校時の見守り(通学路パトロールや付き | 6.1 0.9/ | 67.7% |
| 添いなど) | 01. 970 | 07.770 |
| まちの明るさ (防犯灯や街路灯の適切な設置) | 19.7% | 19.1% |
| 特にない | 16.9% | 12.5% |
| 地域内の防犯体制(「防犯パトロール」などで、児童・生 | 1 4 4 9/ | 9.0 9.0/ |
| 徒の登下校時の見守りを除くもの。) | 14.4% | 20.3% |
| 犯罪発生情報や防犯対策の普及 | 14.0% | 1 2. 4% |

[参考]

「防犯ネットワーク代表者」に対して、「防犯活動において、特に力を入れている取組」を聞いたところ、「児童・生徒の登下校時の見守り」が24地区(92.3%)で最も多く、次いで、「防犯に関する啓発活動」が10地区(38.5%)、「防犯や防火のための夜間見回り」が8地区(30.8%)などとなっている。



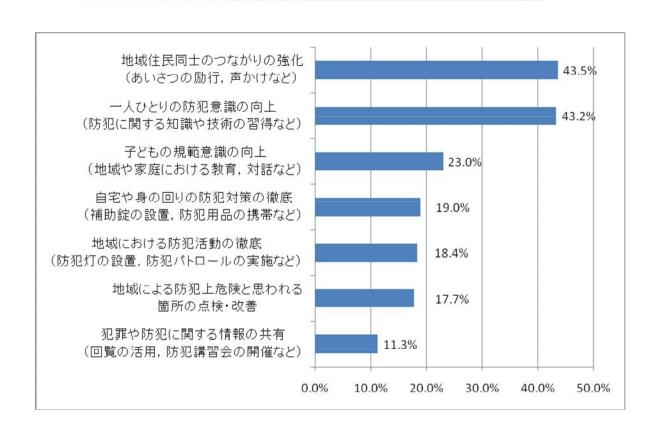
ウ 取組に関する市民の意識

① 自ら又は地域が必要な取組

『あなたは、地域における犯罪を未然に防止するためには、自ら又は地域が取り組むべき事として、特に必要と思うものは何ですか。(○は2つまで)』と聞いたところ、「地域住民同士のつながりの強化」が最も多く、次いで、「一人ひとりの防犯意識の向上」、

「子どもの規範意識の向上」などとなっている。

●4割を超える市民が、「地域住民同士のつながりの強化」と「一人ひとりの防犯意識の向上」を求めている



② 市に力を入れてほしい取組

『あなたは、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、特に市に力を入れてほしい取組は何ですか。(○は2つまで)』と聞いたところ、「市民アンケート調査」では、「道路の明るさの確保」が最も多く、次いで、「防犯カメラの設置促進」、「防犯に考慮した道路や公園等の整備」などとなっており、「地域防犯活動に関するアンケート調査」では、「地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供」が最も多く、次いで、「空き家や空き地の適正管理の促進」、「防犯に考慮した道路や公園等の整備」などとなっている。

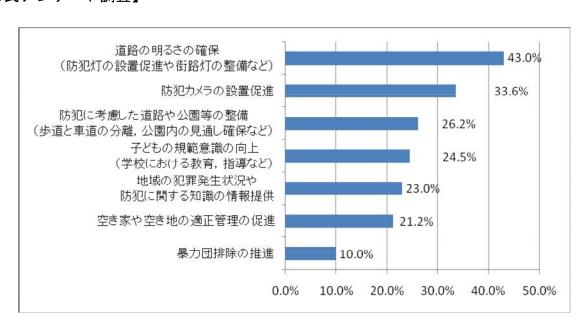
【市民】

- ●4割を超える市民が「道路の明るさの確保」を求めている
- ●3割を超える市民が「防犯カメラの設置」を求めている

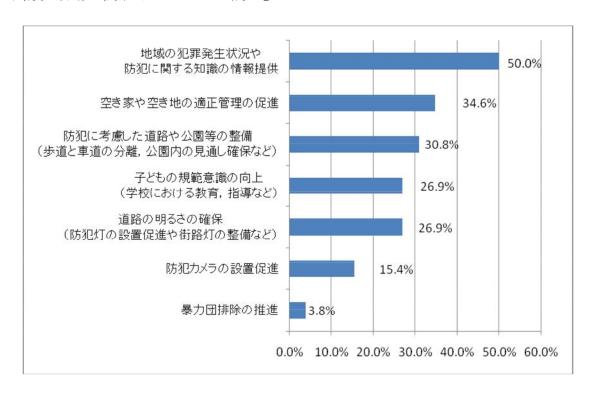
【防犯活動者】

- 5割の活動者が「地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供」 を求めている
- ●3割を超える活動者が「空き家や空き地の適正管理」を求めている

【市民アンケート調査】



【地域防犯活動に関するアンケート調査】



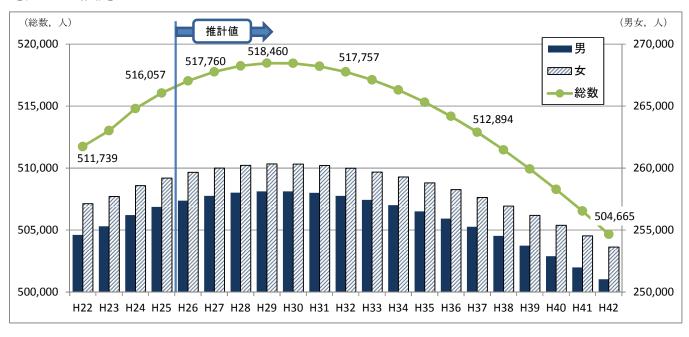
3 犯罪を取り巻く社会情勢

(1) 本市の将来推計人口(平成26年7月推計)

ア 総人口の推移

- · 国勢調査の結果によると、平成22年の総人口は、511,739人でした。
- ・ その後、人口動態統計による自然動態(出生、死亡)と社会動態(転入、転出)に 基づき算出している推計人口は、平成25年に516,057人となっています。
- 今回の将来推計人口では、平成29年の518,460人をピークとして、平成32年まで 徐々に人口が減少したのち加速的に人口が減少し、平成42年には504,665人になる ものと推計されます。

【総人口の推移】



【総人口の推移】

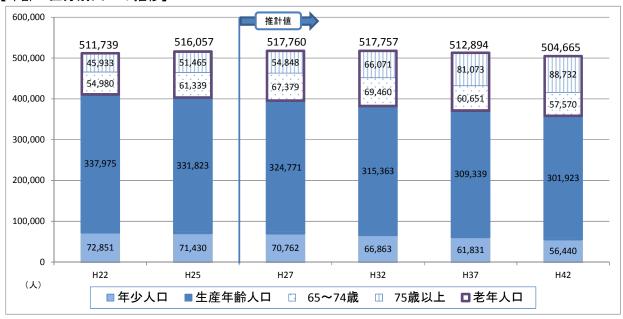
| | * | 最新値 | * | ピーク | * | * | * |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | H22 | H25 | H27 | H29 | H32 | H37 | H42 |
| | (2010) | (2013) | (2015) | (2017) | (2020) | (2025) | (2030) |
| 総数 | 511,739 | 516,057 | 517,760 | 518,460 | 517,757 | 512,894 | 504,665 |
| 男 | 254,607 | 256,859 | 257,753 | 258,121 | 257,763 | 255,261 | 251,027 |
| 女 | 257,132 | 259,198 | 260,007 | 260,339 | 259,995 | 257,633 | 253,638 |

※ 国勢調査実施年

イ 年齢3区分(老年人口を前,後期分割)別人口の推移

- ・ 年少人口 $(0\sim14$ 歳)は減少を続けており、平成32年には6万人台へと減少し、 平成42年には56,440人まで減少するものと推計されます。
- ・ 生産年齢人口(15~64歳)は、平成25年現在(331,823人)から、平成42年には 約3万人減少(301,923人)し、生産年齢人口比率も60パーセントを割り込む見通し となっています。
- ・ 老年人口(65歳以上)は、平成42年に146,302人となり、平成25年と比較すると、約23パーセント増加(33,449人)するものと推計されます。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の推移】

| | | 実数 | | | 推計値 | | | | |
|----|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| | | H22 (2010) | H25 (2013) | H27 (2015) | H32 (2020) | H37 (2025) | H42 (2030) | H25→H42 比較 | |
| 総 | 数 | 511,739 | 516,057 | 517,760 | 517,757 | 512,894 | 504,665 | -11,392 | |
| | 年少人口 | 72,851 | 71,430 | 70,762 | 66,863 | 61,831 | 56,440 | -14,990 | |
| ١. | 生産年齢人口 | 337,975 | 331,823 | 324,771 | 315,363 | 309,339 | 301,923 | -29,900 | |
| 実数 | 老年人口 | 100,913 | 112,803 | 122,227 | 135,531 | 141,724 | 146,302 | 33,499 | |
| | 65~74歳 | 54,980 | 61,339 | 67,379 | 69,460 | 60,651 | 57,570 | -3,769 | |
| | 75歳以上 | 45,933 | 51,465 | 54,848 | 66,071 | 81,073 | 88,732 | 37,267 | |
| | 年少人口 | 14.2% | 13.8% | 13.7% | 12.9% | 12.1% | 11.2% | -2.7% | |
| 比率 | 生産年齢人口 | 66.0% | 64.3% | 62.7% | 60.9% | 60.3% | 59.8% | -4.5% | |
| | 老年人口 | 19.7% | 21.9% | 23.6% | 26.2% | 27.6% | 29.0% | 7.1% | |

(2) 専門機関からの意見 (新たな計画に求めること)

ア 栃木県警察本部

- ・ 自治会・防犯ボランティア、民生委員等の地域に密着した関係機関・団体との、 より一層の連携による、直接高齢者層に行き渡る広報啓発活動の推進
- ・ 万引きに対する規範意識の向上を図るため、少年に対する非行防止教室等や、地域に おける各種会合等の機会を活用した成人・高齢者に対する「万引きは犯罪である」こと の周知徹底
- ・ 防犯 C S R 活動の働きかけによる、社会貢献活動の一環としての企業や団体による 自主的な防犯活動の取組促進
- ・ 買い物客等をはじめとした市民の安全確保に一定の責任を有する機関・団体(自治体, 商工会議所,商工会,自治会など)による,地域の犯罪発生実態等に応じた防犯カメラ の設置
- ・ 少年がアルバイト感覚で特殊詐欺に加担している現状について、学校及び教育委員会 の情報発信による、少年の規範意識の向上
- JR宇都宮駅東口地区繁華街対策における連携の強化

イ 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター

市事務事業からの排除や公の施設の利用制限,青少年に対する教育などによる,継続的な暴力団排除の推進

ウ 公益社団法人被害者支援センターとちぎ

- ・ 他の地方公共団体における「犯罪被害者等支援条例」の制定状況に基づく、宇都宮市 における条例の制定
- ・ 「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23~27年度)」(内閣府)の「地方公共団体による見舞金制度等の導入促進(施策番号15)」における、「見舞金等の支給制度」と「生活資金等の貸付制度」の創設に基づく、当座必要な資金の貸付制度等の導入(犯罪被害直後においては、医療機関への医療費支払いなどについて、犯罪被害者の遺族が混乱してしまう状況がある。)

・ 「犯罪被害者支援担当窓口」における、被害者の気持ちに寄り添った、行政手続きに精通した職員による対応

(平成25年度には、生活安心課が「犯罪被害者支援担当窓口」として、担当部局間の 橋渡し的役割を行う中で、行政手続きに精通した職員に支援を要請し、犯罪被害者等 のさらなる負担軽減が図れた。)

エ 宇都宮市消費生活センター

・ 高齢者への教育・啓発を推進するため、警察、自治会、地域包括支援センター等との 連携の強化

(ここ数年,特殊詐欺における被害件数・被害額が激増しており,被害者の多くが高齢者である。)

・ 通話記録装置を固定電話に設置することにより、抑止効果が期待できる詐欺防止対策 機器の活用や啓発

(消費者庁の調査において,発信者に音声(「通話を録音します」)で事前警告することで,金融投資の押し売りなど悪質な電話勧誘を大幅に減少したとの結果であった。)

4 第2次計画の取組状況

犯罪の発生件数が多発傾向にあった第1次計画は、条例の実効性の確保を図るため、防犯対策の基礎となる施策を構築し、総合的かつ計画的な推進を目的としていました。

第2次計画では,第1次計画の施策を継続するとともに,従来にない新たな仕組みや組織づくりを進め,犯罪被害者支援を計画に位置付けるなど,対策の実効性の強化を図ったところです。

基本目標1:市民一人ひとりの防犯力の向上

1 市民の防犯意識・規範意識を高める

| | 主な取組 |
|-----------|---------------------------------|
| 防犯に関する広報・ | ・「広報うつのみや」や市ホームページに、防犯に関する情報を掲載 |
| 啓発 | ・見守りを要する高齢者等対し、民生委員の協力を得て戸別世帯訪問 |
| | により啓発チラシや物品を配布 |
| 犯罪発生情報の提供 | ・警察に届出のあった子どもを対象とした不審者の情報を提供 |
| | ・地区防犯ネットワークの代表者に定期的に提供 |
| 子どもに対する規範 | ・青少年巡回指導員が,定期的に市内の繁華街・カラオケ店・ゲーム |
| 意識の啓発 | センター等を巡回し、声かけや注意・指導を実施 |
| | ・道徳の授業等において「宮っ子の誓いカード」を活用 |

2 市民の実践的な取組を促進する

| | 主な取組 | | | |
|-----------|---------------------------------|--|--|--|
| 防犯対策の普及 | ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会を開催 | | | |
| | ・建築士による住宅相談や建築確認申請に伴う事前相談を実施 | | | |
| | ・消費生活相談員による消費生活出前講座を実施 | | | |
| 学校における安全教 | ・小中学校において,不審者を想定した避難訓練や,専門家等による | | | |
| 育の推進 | 防犯教室・研修会等を実施 | | | |
| | ・小学校1年生に配布した防犯ブザーの携行を促進 | | | |

基本目標2:犯罪に強い地域社会の構築

1 地域における防犯活動を強化する

| | 主な取組 |
|-----------|-----------------------------------|
| 自主防犯活動におけ | ・全39地区に地区防犯ネットワークを構築 |
| る連携・協力の促進 | ・39 地区の地区防犯ネットワーク代表者,3警察署及び市が一堂に会 |
| | した「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催 |
| 自主防犯活動を担う | ・県主催の講習会(ぼうはんカレッジ)を周知 |
| 人材の育成 | ※ 各地区に一定,リーダー育成が図られたことから,市主催の |
| | 講習会は、平成23年度をもって廃止 |
| 地域における青色防 | ・協働の地域づくり支援事業補助金「地域防犯活動」に「青色回転灯 |
| 犯パトロールの促進 | 購入」を追加し,地域防犯ネットワーク連絡会議において働きかけ |
| | を実施 |
| 自主防犯活動に対す | ・地域まちづくり組織(39地区)を対象とした「協働の地域づくり支 |
| る財政支援 | 援事業補助金」を通じて,補助金(地域防犯活動)を交付 |

2 全市的な連携による取組を強化する

| | 主な取組 |
|-----------|---------------------------------|
| 「全市一斉防犯活 | ・子どもの一斉見守り活動,市民総ぐるみ環境点検活動,全国地域安 |
| 動」の実施 | 全運動重点啓発活動,一戸一灯運動の実施 |
| 学校等の安全管理体 | ・スクールガード・チーフを中心とした学校・保護者・地域の実態に |
| 制の整備 | 応じたスクールガードシステムを整備 |
| | ・各市立小学校単位で、登下校時の安全確保に協力するスクールガー |
| | ドや自主防犯活動団体等と顔合わせを行う、交流の場を設置 |
| 各防犯協会との連携 | ・宇都宮防犯協会及び栃木県防犯協会と連携し,防犯パトロールや啓 |
| | 発活動などを実施 |
| | ・老人SOSネットワークの配信 |
| 事業者による防犯活 | ・業務等で車両を運行している事業者や団体等が、その傍ら防犯パト |
| 動の促進 | ロールを実施する「ながらパトロール」を促進 |
| 市職員による防犯パ | ・公用車による「ながらパトロール」の実施 |
| トロールの実施 | |

3 犯罪被害者等を支援する

| | 主な取組 |
|-----------|----------------------------------|
| 犯罪被害者等支援に | ・窓口、イベント等におけるリーフレット等を配置・配布 |
| 関する広報・啓発 | |
| 関係機関との連携 | ・「被害者支援センターとちぎ」との共催による「犯罪被害者等支援巡 |
| | 回パネル展」を開催 |
| 庁内連絡体制の構築 | ・生活安心課が「犯罪被害者支援担当窓口」となり、犯罪被害者等か |
| | らの相談について、対応する担当課を橋渡し |

基本目標3:防犯性の高い生活環境整備の推進

1 地域の特性に応じてまちの防犯性を高める

| | 主な取組 |
|---------------------|---|
| 地域の環境点検活動 の促進 | ・39地区において実施する「市民総ぐるみ環境点検活動」を支援 |
| 防犯灯の設置促進 | ・自治会等が設置又は管理する防犯灯に対し、その費用の一部又は全部を補助 |
| 繁華街における防犯 対策の促進 | ・商業関係団体が設置又は管理する街路灯や防犯カメラ等に対し、そ の費用の一部を補助 |
| 事業者等に対する防 犯対策の促進 | ・大規模小売店舗立地法に基づく開発許可申請時又は開発行為時において、事業者に対し防犯への配慮を要請 |

2 公共施設の防犯性を高める

| | 主な取組 | | | |
|-----------|------------------------------|--|--|--|
| 防犯に配慮した公共 | ・公共施設の維持管理等において,防犯に配慮した整備を実施 | | | |
| 施設の整備 | | | | |

【成果指標】

1 人口千人当たりの刑法犯認知件数

市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、地域の様々な主体が各々の関わり方で防犯活動を 実施するとともに、防犯灯をはじめとした環境整備を進めるなど、ソフト・ハード両面の 防犯対策が功を奏し、刑法犯認知件数が減少し、「安全」の度合いを高められています。

(単位:件)

| 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | |
|-------|-------|------|------|------|---------|-------|
| 【初期值】 | | | | | | 【目標値】 |
| 18.7 | 16.3 | 15.1 | 13.9 | 12.8 | 11. 5 | 12.0 |
| | △7.2件 | | | | <u></u> | |

2 日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合

刑法犯認知件数の減少に伴い、「不安に思う」市民の割合が着実に減少し、「安心」の 度合いを高められています。

しかしながら、スマートフォンなどのコミュニティサイトを介した青少年犯罪や高齢者 を狙った特殊詐欺が著しく増加するなど、様々な手口の犯罪が後を絶たないことなどから、 目標を達成できなかったものと考えられます。

(単位:%)

| 2 1 年度 | 22年度 | 23年度 | 2 4 年度 | 2 5 年度 | 26年度 | | | |
|------------|------|------|--------|--------|------|-------|--|--|
| 【初期值】 | | | | | | 【目標値】 | | |
| 68.0 | 66.0 | 58.5 | 57.4 | 58.1 | 54.9 | 50.0 | | |
| △13. 1ポイント | | | | | | | | |

【活動指標】

| 施 策 体 系 | 重点施策 | 活動指標名 | 初期値 | 目標値 | 現状値 | | | | | | |
|----------------------------|------------------------------|---|--------|--------------|--------------|--|--|--|--|--|--|
| 尼水 | 重 灬 旭 水 | 10 岁月61577 | (H21) | (H26) | (H25) | | | | | | |
| [基本目標1] 市民一人ひとりの防犯力の向上 | | | | | | | | | | | |
| 1 市民の防犯意 識・規範意識 を高める | ① 防犯に関する広報・啓発 | 見守りを必要とする高齢 者及び障がい者を対象と した個別世帯訪問による 啓発活動数[累計] | _ | 9, 700 世帯 | 10,714 世帯 | | | | | | |
| 2 市民の実践的 な取組を促進 する | ① 防犯対策の普及 | 中学生対象の防犯講習会 開催数[年間] | _ | 32 回 | 0 回 | | | | | | |
| [基本目標2] 犯 | 罪に強い地域社会の構築 | | | | | | | | | | |
| 1 地域における 防犯活動を強 化する | ① 自主防犯活動にお ける連携・協力の 促進 | 防犯ネットワーク連絡会 議開催数[年間] | 1 回 | 3 回 | 2 回 | | | | | | |
| 2全市的な連携 による取組を | ① 「全市一斉防犯活動」の実施 | 全市一斉防犯活動による 活動数[年間] | _ | 4 回 | 4 回 | | | | | | |
| 強化する | ② 学校等の安全管理 体制の整備 | 子どもの安全確保のため の活動を行う地域住民等 と児童の交流活動を行う 市立小学校数[年間] | _ | 68 校 | 68 校 | | | | | | |
| 3犯罪被害者等を支援する | ① 犯罪被害者等支援 に関する広報・啓 発 | 市による犯罪被害者等支 援に関する広報・啓発活 動数[年間] | 1 回 | 5 回 | 5 回 | | | | | | |
| [基本目標3] 防 | ^{心性の高い生活環境整備} | の推進 | | | | | | | | | |
| 1 地域の特性に 応じてまちの | ① 地域の環境点検活 動の促進 | 環境点検活動参加者数 [年間] | 2,100人 | 2,700人 | 2,527人 | | | | | | |
| 防犯性を高める | ② 防犯灯の設置促進 | 自治会等による防犯灯新 設数及び高照度防犯灯へ の交換数[累計] | 5,030灯 | 5,730灯 | 5,063灯 | | | | | | |

5 課題の整理

犯罪の傾向や市民等の意識,専門機関(栃木県警察本部や被害者支援センターとちぎなど)からの意見,第2次計画の取組状況を踏まえ,課題を5つに整理しました。

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

ア 市民への的確な情報提供

- 市民の防犯意識を高めるため、広報紙やホームページなどによる多様な手法を活用した 広報・啓発の強化が必要です。
- 市民への迅速な情報提供の継続とともに、地域の見守り活動者に対する活動に有効な 情報提供の強化や地域に応じた情報発信が必要です。
- 子どもの規範意識を高めるため、継続的な規範意識の啓発とともに、若年層からの情報 モラルや暴力団排除の教育が必要です。
- 万引きの検挙者が減少傾向にある中、高齢者の占める割合が増加傾向にあるため、高齢者の規範意識の向上が必要です。

イ 特殊詐欺被害防止対策

○ 特殊詐欺被害を防止するため、継続的な啓発に加え、関係機関等の連携による対策や 家族に対する注意喚起、対策機器等の普及・啓発が必要です。

(2) 市民による防犯対策の徹底

ア 防犯対策の普及・徹底

○ 市民による防犯対策の徹底を図るため、継続的な防犯講習会の開催や防犯性能の高い 建物部品等の普及促進に加え、施錠・ツーロックの徹底など、特に犯罪被害が多い中高生 に対する自転車盗対策の強化が必要です。

イ 学校における安全教育の推進

○ 子どもにおける防犯対策の徹底を図るため、学校における継続的な安全教育が必要です。

(3)地域の実情に応じた防犯対策の強化

ア 重点地区における対策の強化

○ 駅東地区の繁華街などの不特定多数の人の出入りがある地区については、本市の イメージや魅力の低下など、地区内にとどまらず市全体に悪影響を及ぼす恐れがあるた め、関係機関や地域が連携した状況の把握や対策の検討が必要です。

イ 自主防犯活動の強化

○ 継続的な環境点検活動や防犯活動に対する支援, 青色回転灯装着車両によるパトロールの促進とともに, 地域, 警察, 市が協力・連携した取組の強化が必要です。

ウ 多くの目による見守り強化

○ 見守りの強化を図るため、市職員による防犯パトロールの継続とともに、徘徊高齢者 の発見の迅速化を図る「老人SOSネットワーク」の配信先や事業者による「ながら パトロール」協力団体の充実が必要です。

エ 子どもの安全確保

○ 子どもの安全を確保するため、継続的な防犯ブザーの配布や学校等の安全に関する 環境整備に加え、「通学路の安全確保」(合同点検等)との連携強化が必要です。

(4)犯罪被害者等に対する支援の強化

ア 被害直後における支援の強化

○ 被害直後の混乱状態にある犯罪被害者等に対しては、医療機関への支払いなどに 際しての支援の強化が必要です。

イ 被害者等の回復期における支援の強化

○ 被害者支援センターとちぎの継続的な運営を確保するとともに、関係機関と連携した 諸手続きの円滑化など、相談支援機能の強化が必要です。

また、平穏な暮らしを支えるため、犯罪被害者等の立場に配慮した二次的被害(※)を防止するなどの継続的な広報・啓発が必要です。

※ 被害に伴う精神的な苦痛や身体の不調,捜査・裁判の過程における精神的・時間 的負担,人々のうわさや中傷など,被害後に生じる様々な問題

(5) 生活環境の安全性・安心感の向上

ア 管理不全な空き家・空き地の問題解決

- 地域の魅力の低下やコミュニティの崩壊に繋がりかねない重大な問題である,管理 不全な空き家・空き地の発生防止と問題の解消を図るため,空き家・空き地問題への 対策の強化が必要です。
- 地域の実情に応じた空き家等問題の対策を図るため、地域による空き家等の把握や 未然防止に係る活動の促進が必要です。

イ 防犯活動の補完対策

- 高齢化に伴い,自主防犯活動の継続が困難となりつつある中,活動者の確保が必要です。
- 時間的な制約や地理的な条件によって、パトロールだけの見守りには限界があるなど、 地域の実情によっては、活動を補完し、効果を高めることが期待される防犯カメラ設置 など防犯対策の強化が必要です。

ウ 防犯灯の管理負担の軽減

○ 高齢化が進む中、自治会等による防犯灯の効果的な設置と安定的な維持管理(点灯の継続性)を図るため、器具の長寿命化により管理負担の軽減を図る、さらなるLED化の促進が必要です。

第3章 計画の基本方向

1 計画の基本目標

これまで、防犯対策のインフラとなる市民の防犯意識や活動(ソフト面)や防犯灯の設置 促進(ハード面)などの対策の強化を図ってきました。

こうした犯罪に強い3つの要素(抵抗性・領域性・監視性)を高めるための,第1・2次計画の「基本目標」や施策を引き継ぎつつ,特殊詐欺や空き家対策などの新たな課題にも対応していくために,これまでに培ってきた防犯対策のインフラ(ソフト・ハード)を基本として,「安全・安心の維持・向上」を図っていきます。

《 維持・向上を狙う先 》

- ・ 一人ひとりの防犯意識
- ・ 地域による見守り活動
- ・ 高齢者等の平穏な暮らし(加害・被害)
- ・ 児童生徒の通学環境(安全の確保)
- ・ 犯罪被害者の暮らし(経済的・精神的)
- ・ 防犯灯の設置や維持管理
- ・ コミュニティ(住環境 等) など



★特に重点的に取組を進めていくもの

課題を整理する中で、高齢化などの社会背景を反映し、第2次計画期間において問題の増加 傾向が見られたなど、課題が顕在化した以下の3点については、特に重点的に取組を進めるもの とします。

- ★ 特殊詐欺対策の強化
- ★ 様々な主体の連携による防犯活動の促進
- ★ 空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底

基本目標 I:一人ひとりの「防犯力」の向上

犯罪を未然に防止するためには, 市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち, 身近なことから 防犯対策を実践することが重要です。

市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち行動することは、市民の身近なところで発生する 窃盗犯や知能犯の減少に大きな効果が期待できるとともに、安全で安心なまちづくりの基礎 となるものです。

■取組の基本方向

一人ひとりの防犯力の向上のため、防犯に関する広報・啓発や特殊詐欺対策の強化などによる「市民の防犯意識・規範意識の向上」とともに、防犯に係る知識・技術の普及などによる「市民による実践的な取組の促進」に取り組んでいきます。

★特殊詐欺対策の強化

高齢者を狙った特殊詐欺被害は、件数・被害額ともに増加傾向にあるため、特に重点的に「特殊詐欺の対策の強化」に取り組んでいきます。

【施策指標】

| 指標名 | 現 状 値 (平成25年) | 目 標 値 (平成3○年) |
|------------------|------------------|------------------|
| 特殊詐欺被害件数 [年間] | 7 3件 | 3 5 件 |

基本目標Ⅱ:地域の「防犯力」の向上

多様な犯罪を未然に防止するためには、個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校 など地域コミュニティの連携による取組が重要です。

また、犯罪被害者等の回復においても、地域の理解と支援が重要です。

■取組の基本方向

地域の防犯力の向上のため、自主防犯活動に対する支援などによる「**自主防犯団体** による活動の促進」とともに、様々な主体の連携による防犯活動や事業者による防犯活動 の促進などによる「各主体の連携による防犯対策の強化」に取り組んでいきます。

また、犯罪被害者等に関する理解促進などによる「**犯罪被害に関する対応の強化」**に 取り組んでいきます。

★様々な主体の連携による防犯活動の促進

高齢化に伴い、活動の継続が困難になりつつある中においても、「様々な主体の連携による地域の防犯活動」が、地域の安全・安心を守る重要な基盤であり続けることから、特に重点的に取り組んでいきます。

【施策指標】

| 指標名 | | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|-----------------|-----|--------------------------|-------------|
| 環境点検活動参加者数 [| 年度] | 2,400人 | 2,800人 |

基本目標Ⅲ:生活環境の「防犯力」の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の 対策に加え、防犯灯などのハード面からも犯罪を起こしにくい状況とすることが重要です。 市民に身近な生活環境の防犯性を高めることは、市民の安心感の向上が期待できます。

■取組の基本方向

生活環境の防犯力の向上のため、空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底 などによる「住環境の防犯性の向上」や防犯灯の設置促進や防犯カメラの適切な設置・ 運用などによる「設備等による防犯性の向上」に取り組んでいきます。

★空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底

増加傾向にある管理不全な空き家・空き地の問題は、近隣住民や地域に多大な被害・迷惑を及ぼし、引いては本市の魅力の低下につながる深刻な問題です。

こうした中、管理不全な空き家の老朽化が進んでしまうと、建物の一部が飛散や落下する などの危険な状態となるおそれがあるため、特に重点的に「所有者等に対する適正管理の徹 底」に取り組んでいきます。

【施策指標】

| 指標名 | | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目 標 値 (平成31年度) |
|-------------|------|--------------------------|-------------------|
| 管理不全な空き家解決率 | [年度] | 4 0 % | 60% |

2 計画の体系

3つの「基本目標」である「一人ひとり」、「地域」、「生活環境」のそれぞれの「防犯力」の 向上を図るために、7つの「基本施策」と25の「個別施策」を体系化しています。

また、「個別施策」の中から、「基本施策」を実現する上で根幹を担う、施策効果が高いなどの重要なものを「重点施策」(【重】表示)とし、さらに、「基本目標」ごとに特に重点的に進めるものを選定(★表示)しました。

| 基本目標 | | 基本施策 | | 個別施策 | |
|----------------------|---|---------------------|---------|--------------------|---------------|
| | | | (1) | 防犯に関する広報・啓発 | |
| | | 市民の防犯意識・ | (2) | 犯罪発生情報の提供 | |
| I 一人ひとりの | 1 | 規範意識の向上 | (3) | 市民の規範意識の向上 | |
| 「防犯力」の向上 | | >>0+0+0+0+0+4+4+1-1 | (4) | 特殊詐欺対策の強化【重】★ | |
| M3,00013013E | | | (5) | 暴力団排除の推進 | |
| | 2 | 市民による | (6) | 防犯に係る知識・技術の普及【重】 | |
| | | 実践的な取組の促進 | (7) | 学校における安全教育の推進 | |
| | | 自主防犯団体による | (8) | 自主防犯活動における連携・協力の促進 | |
| | 3 | 活動の促進 | (9) | 青色防犯パトロールの促進 | |
| | | | (10) | 自主防犯活動に対する支援【重】 | |
| | | | (11) | 全市一斉防犯活動の推進 | |
| II 地域の 「防犯力」の向上 4 | | | (12) | 様々な主体の連携による | |
| | | 各主体の連携による | | 防犯活動の促進【重】★ | |
| | 4 | 防犯対策の強化 | (13) | 学校等の安全に関する環境整備 | |
| | | | 防犯対策の強化 | (14) | 各防犯協会との連携 |
| | | | | (15) | 事業者による防犯活動の促進 |
| | | | (16) | 市による防犯活動の推進 | |
| | 5 | 犯罪被害に関する | (17) | 犯罪被害者等に関する理解促進【重】 | |
| |) | 対応の強化 | (18) | 犯罪被害者等支援の専門性の向上 | |
| | | | (19) | 空き家・空き地の所有者等に対する | |
| | 6 | 住環境の | | 適正管理の徹底【重】★ | |
| | О | 防犯性の向上 | (20) | 空き家・空き地の市民協働による | |
| Ⅲ 生活環境の | | | | 対策の推進 | |
| 「防犯力」の向上 7 | | | (21) | 地域による問題箇所の改善促進 | |
| | | 設備等による | (22) | 防犯灯の設置促進 【重】 | |
| | 7 | | (23) | 防犯カメラの適切な設置・運用 | |
| | | が犯性の向上 | (24) | 事業者等に対する防犯対策の促進 | |
| | | | (25) | 公共施設の防犯に配慮した整備・管理 | |

3 計画の『成果指標』

第2次計画と同様に、計画全体の達成状況として、客観的指標であって「安全」の度合いを 測ることができる『人口千人当たりの刑法犯認知件数』と、主観的指標であって「安心」の 度合いを測ることができる『日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の 割合』を設定します。

≪目標値の設定≫

■人口千人当たりの刑法犯認知件数

現状において中核市水準を上回っている(10位/43市)ため、中核市の将来予測を踏ま えた比較において、中核市水準(中核市平均値予測:8.2件)を下回ることを目指します。

■日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合

平成21年度から低下しているものの,第2次計画の目標(50%以下)を達成することができなかったため,第2次計画の成果指標の達成を再度目指します。

| 指標名 | 初期値 | 現状値 | | 目標値 |
|--------------|--------|--------|----------|--------|
| 人口千人当たりの | 平成20年 | 平成25年 | | 平成30年 |
| 刑法犯認知件数 | 18.7件 | 11.5件 | | 8件以下 |
| 日常生活において | 平成21年度 | 平成26年度 | | 平成31年度 |
| 犯罪の被害に遭う不安を | | | | |
| 少しでも感じる市民の割合 | 68.0% | 54.9% | k | 50%以下 |

【指標等の適用年次について】

・ 第3次計画の目標年次が平成31年度であることから、平成31年度の指標等を適用します。

・ ただし、警察から提供される各種の統計資料は暦年で集計されることから、当 該資料を活用した指標等については、平成30年のものを適用します。

4 計画の『施策指標』(重点施策)

施策の進捗管理を行うため、「重点施策」を実現する取組の中から、重点施策の根幹を担う、 事業効果が高いなどの取組を選定し、**『施策指標』**を設定します。

≪目標値の設定≫

成果指標の1つである「人口千人当たりの刑法犯認知件数」の減少の割合や第2次計画の進捗 状況等を勘案し、現状値を上回る(又は下回る)ことを目指します。

| 施策体系 | 重 点 施 策 | 施策指標名 | 現状値 (平成 26 年度) ※見込 | 目標値 (平成 31 年度) |
|------------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------------|
| [基本目標 [] 一人ひ | とりの「防犯力」の向 | L | | |
| 1 市民の防犯意識・ 規範意識の向上 | (4)特殊詐欺対策の強 化 ★ | 特殊詐欺被害件数 [年間] | 73 件 (平成 25 年) | 35 件(平成 30 年) |
| 2 市民による実践的 な取組の促進 | (6)防犯に係る知識・技術の普及 | 防犯講習会受講者数 [年度] | 6,700人 | 12,000 人 |
| [基本目標Ⅱ] 地域の | 「防犯力」の向上 | | | |
| 3 自主防犯団体による活動の促進 | (10)自主防犯活動に対 する支援 | ぼうはんカレッジ 受講者数 [年度] | 8人 | 11 人 |
| 4 各主体の連携によ る防犯対策の強化 | (12)様々な主体の連携 による防犯活動の 促進 ★ | 環境点検活動参加者数 [年度] | 2, 400 人 | 2,800人 |
| 5 犯罪被害に関する 対応の強化 | (17)犯罪被害者等に関すする理解促進 | 犯罪被害者等講話 受講者数 [年度] | 3, 593 人 | 4,800 人 |
| [基本目標Ⅲ] 生活環 | <mark>境の「防犯力」の向上</mark> | | | |
| 6 住環境の防犯性の 向上 | (19)空き家・空き地の 所有者等に対する 適正管理の徹底 ★ | 管理不全な空き家 解決率 [年度] | 40% | 60% |
| 7 設備等による防犯 性の向上 | (22)防犯灯の設置促進 | 防犯灯のLED化 率 [累計] | 14% | 100% |

第4章 施策の展開

基本目標 I 一人ひとりの「防犯力」の向上

■基本施策

1 市民の防犯意識・規範意識の向上

市民の防犯意識・規範意識の向上を図るため、「防犯に 関する広報・啓発」とともに「犯罪発生情報の提供」や 「市民の規範意識の向上」、「特殊詐欺対策の強化」に 取り組んでいきます。

また、暴力団による不当な影響を社会全体で排除し、 市民の安全で平穏な暮らしを確保するため、警察及び 関係機関等と連携し、「暴力団排除の推進」に取り組んで いきます。

口個別施策と取組

- (1) 防犯に関する広報・啓発
 - ①多様で幅広い広報・啓発
 - ②特性に応じた広報・啓発

(2) 犯罪発生情報の提供

- ①迅速な情報提供の推進
- ②きめ細かな情報提供の推進

(3) 市民の規範意識の向上

- ①青少年の健全育成の推進
- ②子どもの道徳・情報モラル教育等 の推進
- ③高齢者の規範意識の向上

(4) 特殊詐欺対策の強化【重】★

- ①高齢者等に対する周知・啓発
- ②関係機関等との連携による対策
- ③家族等に対する注意喚起
- ④対策機器等の普及・啓発

(5)暴力団排除の推進

- ①市の事務事業からの排除
- ②公の施設の利用制限
- ③青少年に対する教育の推進

□個別施策

(1) 防犯に関する広報・啓発

[所管:生活安心課. 高齢福祉課. 障がい福祉課]

| 取 組 名 | 内容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 多様で幅広い広報・ | 広く市民の防犯意識を高めるため、「広報うつのみや」、市ホー |
| 啓発 | ムページ、市が主催する各種のイベント等を活用し、特殊詐欺を |
| | はじめとした新たな犯罪の手口などの犯罪発生状況とともに, |
| | 効果的な防犯対策を周知・啓発します。 |
| ② 特性に応じた広報・ | 一人でも多くの市民の防犯意識を高めるため、高齢者や障がい |
| 啓発 | 者など情報入手が困難な方を対象とした、民生委員児童委員協議 |
| | 会に協力を得ての戸別訪問や,自転車盗の被害が顕著な高校生等 |
| | を対象とした街頭指導などを実施します。 |

(2) 犯罪発生情報の提供

[所管:生活安心課]

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 迅速な情報提供の推 | 迅速かつ効果的に広く市民に防犯に関する情報を提供するた |
| 進 | め、不審者の発生状況や犯罪発生の傾向等について、個人の携帯 |
| | 電話のメール機能の活用や各地域自治センター、地区市民センタ |
| | 一及び地域コミュニティセンターを通じて情報を発信します。 |
| ② きめ細かな情報提供 | 市民に身近な犯罪の発生状況に関する情報をきめ細かく提供 |
| の推進 | するため、交番・駐在所別の同情報を市ホームページに毎月掲載 |
| | するとともに、市内39地区の地区防犯ネットワークを対象に |
| | 関連する交番・駐在所別の情報を定期的に提供します。 |

(3) 市民の規範意識の向上

[所管:子ども未来課, 高齢福祉課, 教育企画課, 学校教育課, 学校健康課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 青少年の健全育成の | 青少年による犯罪や非行等の未然防止を図るため、「ルールを |
| 推進 | 守る大切さ」の教育や青少年の健全育成を目的とした、巡回指導 |
| | や非行防止講演会を開催します。 |
| ② 子どもの道徳・情報 | 「きまりを守る大切さ」を教育し、子どもの健全な成長を促進 |
| モラル教育等の推進 | するため、「宮っ子の誓い」を活用した事業とともに、危険ドラッ |
| 〈拡充〉 | グの使用や特殊詐欺への関与の危険性も含め、小中学校における |
| | 道徳教育や <u>情報モラル教育</u> などを行います。 |
| ③ 高齢者の規範意識の | 近年,特殊詐欺被害の増加とともに,万引きの検挙者が減少 |
| 向上 | 傾向にある中、全体に占める高齢者の割合が増加傾向にあります。 |
| 〈拡充〉 | このため、地域包括支援センターとの連携や民生委員などの |
| | 地域の協力による特殊詐欺被害の防止対策や <u>万引き防止</u> に係る |
| | チラシの配布、防犯活動指導員による講話などによる広報啓発を |
| | 行います。 |

(4) 特殊詐欺対策の強化 【重点】★

[所管:生活安心課, 高齢福祉課]

【施策指標】

「特殊詐欺被害件数」を指標として設定します。

| 指標名 | 現 状 値 (平成25年) | 目標値(平成30年) |
|------------------|------------------|------------|
| 特殊詐欺被害件数 [年間] | 7 3件 | 3 5 件 |

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|----------------------------------|
| ① 高齢者等に対する周 | 特殊詐欺被害の大勢を占める高齢者を中心に,広く市民に啓発 |
| 知·啓発 | チラシの配布などを行うとともに,被害に遭わないための心構え |
| | や犯罪の手口などを伝えるために, 防犯活動指導員 (警察官OB) |
| | による出前講座などを行います。 |
| ② 関係機関等との連携 | 高齢者の特殊詐欺被害を防止するために、警察等と連携した |
| による対策 | 街頭における呼びかけやチラシの配布、「高齢者交通安全等アドバ |
| 〈拡充〉 | イザー事業」における地域ボランティアによる高齢者宅訪問, |
| | 「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステム」との連携に |
| | おける地域包括支援センターや民生委員などによる高齢者の見守 |
| | り活動を行うなど、様々な部署や事業との連携強化に努めます。 |
| | さらに,警察をはじめとする関係機関や地域との「対策会議」 |
| | を開催し、状況の把握や対策の検討を行います。 |
| ③ 家族等に対する注意 | 複雑化・巧妙化する特殊詐欺から高齢者の被害を防止するため, |
| 喚起 | 普段から家族や地域が高齢者との会話を通しコミュニケーション |
| 〈拡充〉 | を図りながら、高齢者を孤立させない意識を醸成する取組を |
| | <u>行います</u> 。 |
| ④ 対策機器等の普及・ | 特殊詐欺被害の防止のために,あらゆる機会を活用し,電話で |
| 啓発 | の通話録音機能の活用や特殊詐欺対策機器類等の紹介や普及に |
| 《新規》 | 努めます。 |

少しでも疑問に思ったり, 不安を感じたりしたら, 警察に相談してください。 **警察安全相談電話 #9110**

(5) 暴力団排除の推進

[所管:生活安心課,学校教育課]

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| ① 市の事務事業からの | 市は、公共工事や補助金等の交付など事務事業の実施にあたっ |
| 排除 | ては、暴力団による不当な影響を排除するとともに、利益を与え |
| | ることのないよう、入札資格を制限するなど、事務事業からの |
| | 暴力団の排除を行います。 |
| | ※ 「宇都宮市暴力団排除条例 第11条」 |
| | (平成24年1月1日施行) |
| ② 公の施設の利用制限 | 市の設置した公の施設の利用が,暴力団の活動を助長し,又, |
| | 運営に資すると認められるときは、利用の許可をしない(許可の |
| | 取り消し、利用の停止も含む)ものとします。 |
| | ※ 「宇都宮市暴力団排除条例 第12条」 |
| | (平成24年1月1日施行) |
| ③ 青少年に対する教育 | 青少年が将来に渡り,暴力団の犯罪行為の被害を受けず,又, |
| の推進 | 暴力団と関わることのないよう県や県暴力追放県民センター(*) |
| | など関係行政機関と連携し教育を行います。 |
| | また,早期の暴力団排除に関する意識啓発を図るため,市内の |
| | 全中学3年生に対して,青少年向けのリーフレットの配布を行い |
| | ます。 |
| | ※ 「宇都宮市暴力団排除条例 第10条」 |
| | (平成24年1月1日施行) |

* 公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

安全で住み良い地域社会の実現のため、暴力団員等による不当な要求等の防止に 関する広報啓発・相談事業及び犯罪被害者の救済事業や暴力団排除組織への支援事 業等を行っています。

▶主な活動内容

暴力団員による犯罪の被害者救済活動,暴力団員の排除を行う組織への支援活動, 少年や組織離脱希望者に対する支援活動 など

▶暴力団に関する悩み・相談の窓口(相談無料)

028-627-2600

月曜日~金曜日(土・日・祝日,年末年始を除く)午前9時~午後5時

▶事務所等

〒320-0033 宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 HPアドレス http://www.boutsui-tochigi.or.jp/

■基本施策

2 市民による実践的な取組の促進

市民による実践的な取組の促進を図るため、「防犯に係る知識・技術の普及」や「学校における安全教育の推進」に取り組んでいきます。

口個別施策と取組

- (6) 防犯に係る知識・技術の普及【重】
 - ①世代や特性に合わせた防犯教育 の推進
 - ②防犯性能の高い建物部品等の普及 促進
 - ③消費者問題に係るきめ細かな対応

(7) 学校における安全教育の推進

- ①学校における防犯教育の推進
- ②防犯ブザーの携行促進

□個別施策

(6) 防犯に係る知識・技術の普及 【重点】

[所管:生活安心課, 高齢福祉課, 障がい福祉課, 住宅課, 建築指導課, 学校教育課]

【施策指標】

「防犯講習会受講者数」を指標として設定します。

| 指標名 | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|----------------|--------------------------|-------------|
| 防犯講習会受講者数 [年度] | 6,700人 | 12,000人 |

| | 取 組 名 | 内容 |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 世代や特性に合わせ | 犯罪被害に遭わないよう, 市民自らが行える基本的で実践的な |
| | た防犯教育の推進 | 防犯対策の普及を図るため、防犯活動指導員(警察官OB)の |
| | | 専門知識を活用し、受講対象者の世代や特性に応じた防犯講習会 |
| | | (生活安心課 ☎632-2818) を実施します。 |
| 2 | 防犯性能の高い建物 | 市民の不安感が特に高い「住宅を対象とした犯罪」被害の未然 |
| | 部品等の普及促進 | 防止を図るため,防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習 |
| | | 会や建築士による住宅相談、建築確認申請に伴う事前相談の場 |
| | | などを活用し、防犯性能の高い建物部品等の普及に努めます。 |
| | | また、防犯性向上のため、マイホームの改修工事を行う場合に、 |
| | | 改修費用の一部を助成します。 |
| 3 | 消費者問題に係るき | 悪質商法による消費者被害の未然防止を図るため、消費生活 |
| | め細かな対応 | センター窓口における消費生活相談員によるきめ細かな個別の |
| | | 相談対応や、敬老会などの一堂に会する研鑽として消費生活出前 |
| | | 講座(消費生活センター 2616-1561) を実施します。 |

(7) 学校における安全教育の推進

[所管:生活安心課,学校健康課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-----------------|--|
| ① 学校における防犯教育の推進 | 子どもの危険回避能力を養成するため、市立各小中学校における「防犯教育」として講話や不審者対応の避難訓練を実施するとともに、必要に応じて、防犯活動指導員(警察官OB)を活用した防犯講習会を行います。 |
| ② 防犯ブザーの携行促進 | 抵抗力や防御力に乏しい子どもの犯罪被害の未然防止を図る ため、宇都宮防犯協会を通じて、市内小学校の新1年生を対象に 防犯ブザーを配布し、外出時における防犯ブザーの携行を促進 します。 |



基本目標Ⅱ 地域の「防犯力」の向上

■基本施策

3 自主防犯団体による活動の促進

自主防犯団体による活動の促進を図るため、「自主防犯活動における連携・協力の促進」や「青色防犯パトロールの促進」、「自主防犯活動に対する支援」に取り組んでいきます。

口個別施策と取組

- (8) 自主防犯活動における連携・協力 の促進
 - ①地区防犯ネットワークの連携・協力の促進
- (9) 青色防犯パトロールの促進
 - ①青色回転灯の導入促進
- (10) 自主防犯活動に対する支援【重】
 - ①自主防犯活動に対する助成
 - ②自主防犯活動リーダー育成機会の 提供
 - ③自治会による防犯カメラ設置に対する支援〔再掲〕

□個別施策

(8) 自主防犯活動における連携・協力の促進

[所管:生活安心課]

| 取組名 | 内容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 地区防犯ネットワー | 地区防犯ネットワーク(市内39地区単位)の団体活動のさら |
| クの連携・協力の | なる充実とともに、団体間相互の情報共有や地区同士の連携協力 |
| 促進 | の促進を図るため、市、警察、活動団体が一堂に会する「宇都宮 |
| | 市地域防犯ネットワーク連絡会議」を開催し、行政からの情報 |
| | 提供や優良活動団体の事例発表会等を行います。 |

(9) 青色防犯パトロールの促進

[所管:生活安心課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|------------|-------------------------------|
| ① 青色回転灯の導入 | 視認性の高い青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロー |
| 促進 | ルの実施を促進するため,「協働の地域づくり支援事業補助金」 |
| | (補助メニュー:地域防犯活動)において,青色回転灯の購入 |
| | 費用全額を補助対象として、導入を支援します。 |

(10) 自主防犯活動に対する支援 【重点】

[所管:みんなでまちづくり課,生活安心課]

【施策指標】

「ぼうはんカレッジ受講者数」を指標として設定します。

| 指標名 | | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|--------------|------|--------------------------|-------------|
| ぼうはんカレッジ受講者数 | [年度] | 8人 | 11人 |

| 取組 | 内容 |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 自主防犯活動に対す | 地域における自主防犯活動の継続性と安定性の向上を図るた |
| る助成 | め、市内39地区の地域まちづくり組織を対象に「協働の地域 |
| | づくり支援事業補助金」(補助メニュー:地域防犯活動〔20万円 |
| | 上限/地区〕)を交付し、自主防犯活動を財政面から支援します。 |
| ② 自主防犯活動リーダ | 防犯マップの作成方法を学ぶことなどによりリーダーとしての |
| ー育成機会の提供 | 資質を高めてもらうため、地区防犯ネットワークの代表組織に |
| | 対して、県くらし安全安心課が主催する「ぼうはんカレッジ」を |
| | 活用できるよう、開催情報を提供します。 |
| ③ 自治会による防犯カ | 地域の自主的な見守りなど自主的な防犯活動の効果を高める |
| メラ設置に対する支 | 環境を整えるため、地理的な条件や犯罪等の発生状況など地域の |
| 援 | 実情に応じて、地域の合意形成の下で、地域による防犯カメラの |
| 〔再掲〕 7-(23)-③ | 設置等が必要となる場合に、費用の一部を助成します。 |



■基本施策

4 各主体の連携による 防犯対策の強化

各主体の連携による防犯対策の強化を図るため、「全市 一斉防犯活動の推進」や「様々な主体の連携による防犯 活動の促進」、「学校等の安全に関する環境整備」、「各防 犯協会との連携」、「事業者による防犯活動の促進」、 「市による防犯活動の推進」に取り組んでいきます。

口個別施策と取組

(11)全市一斉防犯活動の推進

- ①子どもの一斉見守り活動〔再掲〕
- ②「市民総ぐるみ環境点検活動」による改善促進〔再掲〕
- ③全国地域安全運動重点啓発活動
- ④「一戸一灯運動」の推進

(12) 様々な主体の連携による防犯活動の促進【重】★

- ①重点地区における防犯対策の強化
- ②「市民総ぐるみ環境点検活動」による改善促進
- ③地区防犯ネットワークの連携・協力の促進〔再掲〕

(13) 学校等の安全に関する環境整備

- ①スクールガードシステムの推進
- ②「子ども110番の家」との連携
- ③子どもの一斉見守り活動
- ④学校による通学路の安全確保

(14) 各防犯協会との連携

①各防犯協会との連携による事業の 実施

(15) 事業者による防犯活動の促進

①「宇都宮まちづくり貢献企業」等 に対する支援

(16) 市による防犯活動の推進

①市職員「ながらパトロール」の 推進

口個別施策

(11) 全市一斉防犯活動の推進

[所管:生活安心課,子ども未来課,学校健康課]

| 取 組 名 | 内容 |
|---------------|--------------------------------|
| ① 子どもの一斉見守り | スクールガードや自主防犯活動団体等の地域の見守り活動者同 |
| 活動 | 士の連携強化と児童生徒との信頼関係の構築を図るため、各小学 |
| 〔再掲〕 4-(13)-③ | 校単位に安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守 |
| | り強化月間」(4~5月)を実施します。 |
| ② 「市民総ぐるみ環境 | 「安全で安心して暮らせる地域づくり」と「青少年の非行防止 |
| 点検活動」による | と健全育成」を図るため、毎年7月に地域まちづくり組織の呼び |
| 改善促進 | かけにより、育成会をはじめとした地域の各種団体と家庭や学校、 |
| 〔再掲〕 4-(12)-② | 関係機関が一体となった活動として、地域における防犯上の問題 |
| | 箇所などを点検し改善していく活動を促進します。 |

第4章 施策の展開

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------------|
| ③ 全国地域安全運動重 | 「全国地域安全運動」期間(毎年 10 月 11 日から 20 日)を中心 |
| 点啓発活動 | に,防犯意識の向上を図るため,「宇都宮地域安全のつどい」 |
| | (宇都宮防犯協会主催)の開催による地域の功労者・団体の表彰 |
| | や、各地区防犯協会と連携した街頭啓発活動、警察や学校と連携 |
| | した駅や主要交差点,校内等における自転車盗難被害防止活動 |
| | など,地域,学校,警察,市等の連携による啓発活動を行います。 |
| ④ 「一戸一灯運動」の | 市民の防犯意識の高揚と全市的な防犯の機運を高めるため、 |
| 推進 | 栃木県警察本部が定める「年末年始特別警戒」期間(毎年 12 月 |
| | 11 日~1 月 3 日)に合わせて,各世帯が玄関灯や門灯を点灯させ |
| | る「一戸一灯運動」について,広報誌などで実施を呼びかける |
| | とともに, のぼり旗やポスターの掲出を市施設で行い, 主要スー |
| | パーマーケット等への掲出依頼を行います。 |

(12) 様々な主体の連携による防犯活動の促進 【重点】★

[所管:生活安心課,子ども未来課,学校健康課]

【施策指標】

「環境点検活動参加者数」を指標として設定します。

| 指標名 | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|--------------------|--------------------------|-------------|
| 環境点検活動参加者数 [年度] | 2, 400人 | 2,800人 |

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 重点地区における防 | 市内外から多くの通勤者や観光客が来訪し、住居のほかホテル |
| 犯対策の強化 | やオフィスなどの宿泊・ビジネス施設が立地するとともに、栃木 |
| 《新規》 | 県警察が取り締まりを強化する繁華街がある駅東地区について |
| | は、不特定多数の人の出入りが集中する状況にあります。 |
| | このような特に防犯対策の強化を図るべき地区を重点地区とし |
| | て、警察をはじめとする関係機関や地域との「対策会議」を開催 |
| | し、状況の把握や対策の検討を行うとともに、地域による防犯 |
| | カメラの設置を支援するなど、防犯対策の強化を図ります。 |

| 取 組 名 | 内 容 |
|--------------|--------------------------------|
| ② 「市民総ぐるみ環境 | 「安全で安心して暮らせる地域づくり」と「青少年の非行防止と |
| 点検活動」による | 健全育成」を図るため、毎年7月に地域まちづくり組織の呼びか |
| 改善促進 | けにより, 育成会をはじめとした地域の各種団体と家庭や学校, |
| | 関係機関が一体となった活動として、地域における防犯上の問題 |
| | 箇所などを点検し改善していく活動を促進します。 |
| ③ 地区防犯ネットワー | 地区防犯ネットワーク(市内39地区単位)の団体活動のさら |
| クの連携・協力の | なる充実とともに、団体間相互の情報共有や連携協力の促進を図 |
| 促進 | るため、市、警察、活動団体が一堂に会する「宇都宮市地域防犯 |
| 〔再掲〕 3-(8)-① | ネットワーク連絡会議」を開催し、行政からの情報提供や優良活 |
| | 動団体の事例発表会等を行います。 |

(13) 学校等の安全に関する環境整備

[所管:学校健康課,生活安心課]

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| ① スクールガードシス | 地域社会全体で学校の安全確保を図るため、各小学校単位に選 |
| テムの推進 | 出されるスクールガードチーフを中心として、学校・保護者・地 |
| | 域の実情に応じた学校安全ボランティアによる、登下校時におけ |
| | る立哨や見守りを行う「スクールガードシステム」を推進します。 |
| ② 「子ども110番の | 通学路における子どもの緊急避難所となる「子ども110番の |
| 家」との連携 | 家」の取組について、宇都宮市PTA連合会との連携を図ります。 |
| ③ 子どもの一斉見守り | スクールガードや自主防犯活動団体等の地域の見守り活動者同 |
| 活動 | 士の連携強化と児童生徒との信頼関係の構築を図るため、各小学 |
| | 校単位に安全指導や一斉下校、顔合わせ等を行う「子どもの見守 |
| | り強化月間」(4~5月)を実施します。 |
| ④ 学校による通学路の | 各学校においては,通学路の安全確保を図るため,保護者や |
| 安全確保 | 地域と連携を図りながら、毎年、通学路の安全点検を行い、合同 |
| 〈拡充〉 | 点検(※)が必要な箇所を「通学路の交通安全確保に関する連絡 |
| | 会議」において決定し、教育委員会・学校・道路管理者・警察を |
| | 基本に、保護者や地域の協力を得て対策を実施します。 |
| | さらに、市立小学校を中心とした周囲約500メートルの範囲 |
| | の「スクールゾーン」を設定し、警察や地域、保護者等と協議・ |
| | 連携を図りながら、安全対策を講じていきます。 |
| | ※ 学校や地域からの要望に基づき、安全性の確保が求めら |
| | れる箇所に対して市教育委員会・学校, 道路管理者, 警察, |
| | 保護者、地域等と合同で実施し、ソフト対策やハード対策 |
| | の具体的な実施内容を検討するもの |

(14) 各防犯協会との連携

[所管:生活安心課]

| 取組名 | 内容 |
|-------------|--------------------------------------|
| ① 各防犯協会との連携 | 「全国地域安全運動」期間(毎年 10 月 11 日から 20 日)を中心 |
| による事業の実施 | に、各地区防犯協会と連携した街頭啓発活動、警察や学校と連携 |
| | した駅や主要交差点,校内等における自転車盗難被害防止活動 |
| | など,各防犯協会との連携による啓発活動を行います。 |
| | また、昨今の徘徊高齢者問題の深刻化を受け、宇都宮防犯協会 |
| | がタクシー業界をはじめとする協力者に対し、FAXにて不明 |
| | 老人の情報配信により情報提供を呼びかける「老人SOSネット |
| | ワーク」の強化を図ります。 |

(15) 事業者による防犯活動の促進

[所管:生活安心課, 商工振興課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 「宇都宮まちづくり | 宇都宮まちづくり貢献企業に対し、CSR(企業の社会的責任) |
| 貢献企業」等に対す | 活動の一環として必要な協力を要請するなど、事業者による防犯 |
| る支援 | 活動を促進します。 |
| | また、多くの事業者等が栃木県警察本部との協定を締結し、 |
| | 防犯活動を実施している状況の下,市は,事業者等の申し出に応 |
| | じ車両に貼付ける「ながらパトロール実施中」表示のマグネット |
| | シートを配布し、パトロール活動を支援します。 |

(16) 市による防犯活動の推進

[所管:生活安心課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 市職員「ながらパト | 市民の防犯意識の喚起とともに、犯罪に対する抑止力を確保 |
| ロール」の推進 | するため、青色回転灯を装着した公用車や「防犯パトロール中」 |
| | と表示したマグネットシートを貼付した公用車により、公務中に |
| | おける「ながらパトロール」を実施します。 |

■基本施策

5 犯罪被害に関する対応の強化

犯罪被害に関する対応の強化を図るため、「犯罪被害者 等に関する理解促進」や「犯罪被害者等支援の専門性の 向上」に取り組んでいきます。

口個別施策と取組

- (17) 犯罪被害者等に関する理解促進【重】
 - ①犯罪被害者等支援に関する広報・ 啓発

(18) 犯罪被害者等支援の専門性の 向上

- ①情報の共有化による連携
- ②民間支援団体(被害者支援センターとちぎ)に対する支援
- ③支援担当窓口(市)による対応
- ④被害直後における支援策の検討

□個別施策

(17) 犯罪被害者等に関する理解促進 【重点】

[所管:生活安心課]

【施策指標】

「犯罪被害者等講話受講者数」を指標として設定します。

| 指標名 | | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目 標 値 (平成31年度) |
|--------------|------|--------------------------|-------------------|
| 犯罪被害者等講話受講者数 | [年度] | 3,593人 | 4,800人 |

| 取 組 名 | 内容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 犯罪被害者等支援に | 犯罪被害者等の置かれた状況と支援の必要性等について, 市民 |
| 関する広報・啓発 | の理解の促進を図るため、窓口やイベント等においてリーフレッ |
| | ト配布等を行うとともに、公益社団法人被害者支援センターとち |
| | ぎ主催の「犯罪被害者パネル展示」について,市役所本庁舎1階 |
| | 市民ホール等を活用した開催を支援します。 |

(18) 犯罪被害者等支援の専門性の向上

[所管:生活安心課]

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 情報の共有化による | 犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、各種行政手続きの |
| 連携 | 負担軽減を図るため,栃木県が作成した「被害者支援連絡票」を |
| | 活用し、被害者支援センターとちぎ、県、市の連携の下、きめ細 |
| | かに対応します。 |
| ② 民間支援団体(被害 | 専門の相談員を有し、より身近な立場から犯罪被害者等の支援 |
| 者支援センターとち | を行う民間支援団体「被害者支援センターとちぎ」(*)の継続的 |
| ぎ)に対する支援 | かつ安定的な運営を支援するため、応分の法令外負担金の交付や |
| | 市有施設における募金機能付清涼飲料自動販売機の設置を促進 |
| | します。 |
| ③ 支援担当窓口(市) | 犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、各種行政手続きの |
| による対応 | 負担軽減を図るため、生活安心課が支援担当窓口として庁内の橋 |
| | 渡し的役割を担い,迅速かつ円滑な庁内事務手続きを支援します。 |
| ④ 被害直後における支 | 不幸にして犯罪により身内を亡くした直後などの犯罪被害の |
| 援策の検討 | 急性期においては、急を要する医療機関等への支払い等に際して |
| 〈拡充〉 | は、気が動転するなどして時間的・精神的な余裕がなく、経済的 |
| | に問題が無くても支払いに窮する場合もあることから, <u>資金貸付</u> |
| | の仕組みなどの対策を検討します。 |

* 公益社団法人 被害者支援センターとちぎ

(栃木県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して,精神的ケアを行うとともに,社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより,被害の回復や軽減に資するとともに被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする団体です。

▶主な活動内容

電話相談・面接相談、付き添いなどの直接的支援、被害者グループへの援助 など

▶相談専用電話(相談無料)

028-643-3940

月曜日~金曜日(土・日・祝日,年末年始を除く)午前10時~午後4時

▶事務所等

〒320-0043 宇都宮市桜4丁目2番2号 栃木県立美術館普及分館2F TEL/FAX 028-623-6600 HPアドレス http://www.tochigi-shien.jp/

基本目標皿 生活環境の「防犯力」の向上

■基本施策

6 住環境の防犯性の向上

住環境の防犯性の向上を図るため、「空き家・空き地の 所有者等に対する適正管理の徹底」や「空き家・空き地 の市民協働による対策の推進」に取り組んでいきます。

口個別施策と取組

- (19) 空き家・空き地の所有者等に 対する適正管理の徹底【重】★
 - ①適正管理に関する広報・啓発
 - ②法や条例の適切な運用
 - ③危険回避対策の推進
- (20) 空き家·空き地の市民協働による 対策の推進
 - ①発生抑制・適正管理活動に対する 助成
 - ②地域の自主的な活動団体との連携

□個別施策

(19) 空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底 【重点】★

[所管:生活安心課,環境保全課]

【施策指標】

「管理不全な空き家解決率」を指標として設定します。

| 指標名 | | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|-------------|------|--------------------------|-------------|
| 管理不全な空き家解決率 | [年度] | 4 0 % | 6 0 % |

| 取 組 名 | 内容 |
|-------------|--|
| ① 適正管理に関する広 | 管理不全な空き家等の発生抑制や所有者等による適正管理を |
| 報・啓発 | 促すため、市ホームページや広報紙、チラシの配布などにより、 |
| 〈拡充〉 | 所有者等の責務をはじめとする、平成26年11月に公布された |
| | 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(※)の内容や適正管理 |
| | に関する情報提供を行います。 |
| ② 法や条例の適切な | 管理不全な空き家等の所有者等に対する指導の徹底を図る |
| 運用 | ため、平成26年11月に公布された「空家等対策の推進に関す |
| 〈拡充〉 | <u>る特別措置法」(※)を踏まえる</u> とともに、条例の附属機関である |
| | 宇都宮市空き家等対策審議会に意見を伺うことなどにより、空き |
| | 家等対策を効果的に進めていきます。 |

^{※ 「}空家等」とは建築物又はこれに附属する工作物であり、条例で規定する「空き地」 は法の対象外

第4章 施策の展開

| 取 組 名 | 内 容 | |
|-------------|------------------------------|--|
| ③ 危険回避対策の推進 | 法や条例の適切な運用による適正管理の徹底を図るとともに, | |
| 〈拡充〉 | 関係法令の適用や効果的な支援策の構築などにより、危険箇 | |
| | 除却を促進していきます。 | |

(20) 空き家・空き地の市民協働による対策の推進

[所管:生活安心課,環境保全課]

| 取組名 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| ① 発生抑制·適正管理 | 効果的で継続的な空き家等の適正管理の促進を図るため、近隣 |
| 活動に対する助成 | に被害や迷惑を及ぼすような空き家等の発生抑制や適正管理な |
| | ど、地域が取り組む活動に対し、市内39地区の地域まちづくり |
| | 組織を対象に「空き家等対策地域活動費補助金」(10万円上限/ |
| | 地区)を交付し、地域による活動を財政面から支援します。 |
| ② 地域の自主的な活動 | 地域における空き家等対策の活動実態の把握や効果的な空き家 |
| 団体との連携 | 等対策の推進を図るため、地域との意見交換の場となる「空き家 |
| | 等連絡会議」を開催し、情報収集を行うとともに空き家等対策 |
| | 補助金のPRを行います。 |



■基本施策

7 設備等による防犯性の向上

設備等による防犯性の向上を図るため、「地域による問題箇所の改善促進」や「防犯灯の設置促進」、「防犯 カメラの適切な設置・運用」、「事業者等に対する防犯対策の促進」に取り組んでいきます。

また、「公共施設の防犯に配慮した整備・管理」に取り 組んでいきます。

口個別施策と取組

- (21) 地域による問題箇所の改善促進
 - ①「市民総ぐるみ環境点検活動」に よる改善促進〔再掲〕
 - ②学校による通学路の安全確保 [再掲]
 - ③発生抑制・適正管理活動に対する 助成〔再掲〕

(22) 防犯灯の設置促進【重】

- ①自治会等に対する助成
- ②LED化の促進
- ③高照度化に対する助成

(23) 防犯カメラの適切な設置・運用

- ①JR宇都宮駅における運用
- ②商店街組合に対する助成
- ③自治会による防犯カメラ設置に対 する支援

(24) 事業者等に対する防犯対策の 促進

- ①事前指導等を活用した事業者等に 対する要請
- (25) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理
 - ①小中学校における防犯カメラの設置
 - ②道路・公園等における防犯への配 慮

口個別施策

(21) 地域による問題箇所の改善促進

[所管:生活安心課,子ども未来課,学校健康課]

| 取 組 名 | 内容 |
|---------------|--------------------------------|
| ① 「市民総ぐるみ環境 | 「安全で安心して暮らせる地域づくり」と「青少年の非行防止 |
| 点検活動」による | と健全育成」を図るため、毎年7月に地域まちづくり組織の呼び |
| 改善促進 | かけにより、育成会をはじめとした地域の各種団体と家庭や学校、 |
| 〔再掲〕 4-(12)-② | 関係機関が一体となった活動として、危険や有害な場所などを |
| | 点検し改善していく活動を促進します。 |

| 取組名 | 内容 |
|----------------|--------------------------------|
| ② 学校による通学路の | 各学校においては,通学路の安全確保を図るため,保護者や |
| 安全確保 | 地域と連携を図りながら、毎年、通学路の安全点検を行い、合同 |
| 〔再掲〕 4-(13)-④ | 点検(※)が必要な箇所を「通学路の交通安全確保に関する連絡 |
| | 会議」において決定し,教育委員会・学校・道路管理者・警察を |
| | 基本に、保護者や地域の協力を得て対策を実施します。 |
| | さらに,市立小学校を中心とした周囲約500メートルの範囲 |
| | の「スクールゾーン」を設定し、警察や地域、保護者等と協議・ |
| | 連携を図りながら、安全対策を講じていきます。 |
| | ※ 学校や地域からの要望に基づき,安全性の確保が求めら |
| | れる箇所に対して市教育委員会・学校,道路管理者,警察, |
| | 保護者,地域等と合同で実施し,ソフト対策やハード対策 |
| | の具体的な実施内容を検討するもの |
| ③ 発生抑制・適正管理 | 効果的で継続的な空き家等の適正管理の促進を図るため,近隣 |
| 活動に対する助成 | に被害や迷惑を及ぼすような空き家等の発生抑制や適正管理な |
| 〔再掲〕 6 -(20)-① | ど、地域が取り組む活動に対し、市内39地区の地域まちづくり |
| | 組織を対象に「空き家等対策地域活動費補助金」(10万円上限/ |
| | 地区)を交付し、地域による活動を財政面から支援します。 |

(22) 防犯灯の設置促進 【重点】

[所管:生活安心課]

【施策指標】

「防犯灯のLED化率」を指標として設定します。

| 指標名 | 現 状 値 (平成26年度) ※見込 | 目標値(平成31年度) |
|-------------------|--------------------------|-------------|
| 防犯灯のLED化率 [累計] | 1 4 % | 100% |

| 取組名 | 内容 |
|------------|-------------------------------|
| ① 自治会等に対する | 市民が日常生活で利用する道路において夜間の防犯性を高める |
| 助成 | ため、自治会等の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯に |
| | ついて、設置や交換に係る費用、電気使用料等の一部を助成しま |
| | す。 |

| 取組名 | 内容 |
|------------|-------------------------------------|
| ② LED化の促進 | 自治会等の公共的団体に対する防犯灯の設置や交換において, |
| 〈拡充〉 | 蛍光灯に比べ消費電力が少なく、ランプ寿命が長いなど「二酸化 |
| | 炭素の排出抑制」や地域の「維持管理の負担軽減」に効果が期待 |
| | できる「LED防犯灯」を対象に,補助金の加算を行い積極的な |
| | 導入を支援します。 |
| | さらに, 防犯灯の設置に係る補助申請や支払いなどに際しての |
| | 自治会等の負担軽減を行うことなどにより、より短期間における |
| | <u>LED化を推進します</u> 。 |
| ③ 高照度化に対する | 自治会等の公共的団体に対する防犯灯の設置や交換において, |
| 助成 | 部活動などにより帰宅時間の遅い中学生の通学路を対象に,一般 |
| | 的な防犯灯 (FL20W 形) の約2倍の明るさとなる「高照度防犯灯」 |
| | (東京電力㈱公衆街路灯A 蛍光灯:40W,LED:20W)を対象 |
| | に、補助金の加算を行い導入を支援します。 |

(23) 防犯カメラの適切な設置・運用

[所管:生活安心課, 商工振興課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① JR宇都宮駅におけ | 市内外からの来訪者不特定多数の市民が行き交うJR宇都宮駅 |
| る運用 | 周辺については,犯罪発生の蓋然性が高いことから,複数台の防 |
| | 犯カメラを設置し、市民のプライバシーに配慮し適正に運用しま |
| | す。 |
| ② 商店街組合に対する | 商店街における犯罪抑止のため、商店街組合による防犯カメラ |
| 助成 | の設置が必要となる場合に、費用の一部を助成します。 |
| ③ 自治会による防犯カ | 地域の自主的な見守りなど自主的な防犯活動の効果を高める |
| メラ設置に対する支 | 環境を整えるため、地理的な条件や犯罪等の発生状況など地域の |
| 援 | 実情に応じて、地域の合意形成の下で、地域による防犯カメラの |
| 《新規》 | 設置等が必要となる場合に、費用の一部を助成します。 |

(24) 事業者等に対する防犯対策の促進

[所管:生活安心課,土木管理課,公園管理課,商工振興課,都市計画課]

| 取組名 | 内容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 事前指導等を活用し | 大規模小売店舗において防犯上の必要な対策が講じられる |
| た事業者等に対する | よう、大規模小売店舗立地法に基づく計画書に対する指導事項を |
| 要請 | 通じて、事業者に対して必要な対策の実施を要請します。 |
| | また,事業者が行う集客施設や住宅地の整備において防犯上の |
| | 配慮がなされるよう,開発行為時において,事業者に対し防犯へ |
| | の配慮を適宜要請します。 |
| | さらには、事業者や、国・県等の関係機関が所有・管理する |
| | 施設等における防犯上の配慮について、事業者等に対し防犯への |
| | 配慮を適宜要請します。 |

(25) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理

[所管:生活安心課,学校管理課,道路建設課,道路保全課,公園管理課]

| 取 組 名 | 内 容 |
|-------------|-------------------------------|
| ① 小中学校における防 | 市役所本庁舎などに加え、平成26年には多くの市民等が利用 |
| 犯カメラの設置 | する市立図書館に防犯カメラを設置し、適切に管理や運用を行う |
| 〈拡充〉 | とともに、さらに小中学校に防犯カメラを設置します。 |
| ② 道路・公園等におけ | 市が管理する道路や公園等の公共施設の防犯性を高めるため、 |
| る防犯への配慮 | 防犯対策に配慮した整備・維持管理に努めます。 |

第5章 計画の推進

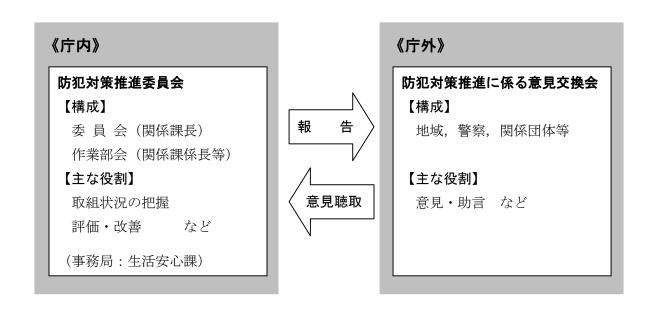
1 計画の進行管理

(1) 庁内の推進体制

本計画を着実に推進していくため、関係課にて構成する「(仮称) 宇都宮市防犯対策推進委員会」において、毎年度、計画の成果指標や施策指標の進捗状況などにより、取組状況の把握とともに、評価や改善などを行います。

(2) 庁外の推進体制

地域や警察,関係団体等で構成する「(仮称) 宇都宮市防犯対策推進に係る意見交換会」 において,毎年度,計画の成果指標や取組状況等を報告し,意見を聴取します。



2 各主体との連携

地域においては、防犯以外にも防災や交通安全、福祉など様々な分野において活動が行われているため、本計画の事業実施にあたっては、各主体と連携・協力し、防犯活動を効果的に行うこととします。

3 「防犯力」を高めるために

犯罪を未然に防止するためには,防犯灯や防犯カメラの設置など,「ハード」による防犯 対策も確かに効果的です。

しかしながら、「犯罪を未然に防ぐ」ためには、先ずは、市民が「自分の安全は自分で守る」 さらに「地域の安全も自分が守る」という「ハート」(意識)を持ち、小さな事をひとつひと つ行動につなげる事で、より一層、防犯対策の効果が高まります。

このため、市、市民、地域、警察等が一丸となって、地域の連帯感を深めながら「防犯力」を高め、安全で安心なまち「うつのみや」の実現を目指してまいります。



[特別パトロールの実施風景]

事件事故の防止と防犯意識の普及啓発等を図るため、年末年始特別警戒(毎年 12月11日〜翌年1月3日)にあわせて、警察及び市、地域のボランティア団体 など約100人が参加し、オリオン通りから二荒山神社前までパトロールを実施 (写真提供 栃木県警察本部)

住めば 愉快だ 宇都宮

UTSUNOMIYA

発 行 宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/

編 集 市民まちづくり部 生活安心課

電話:028(632)2137